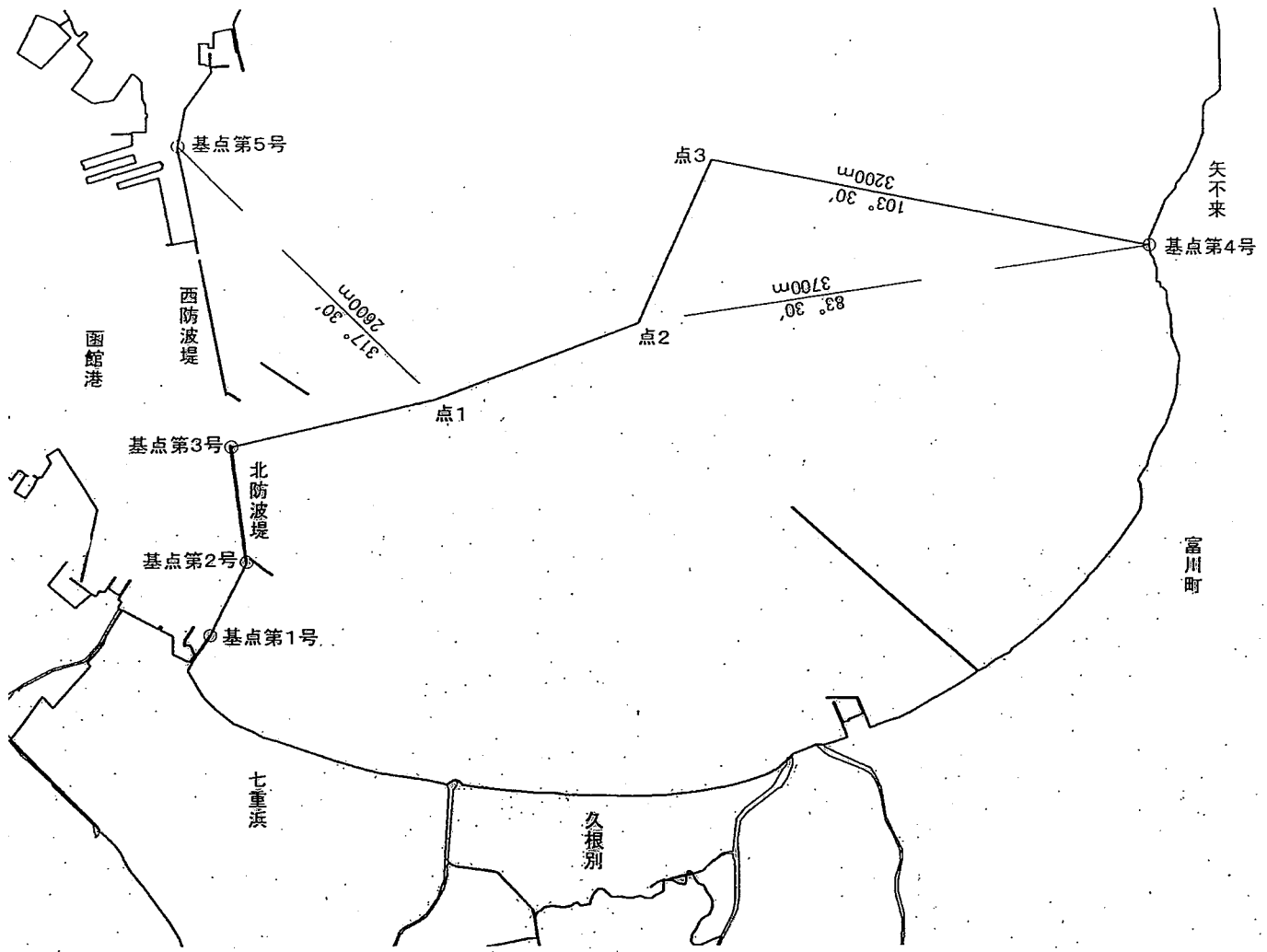


縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第41号

漁場の位置

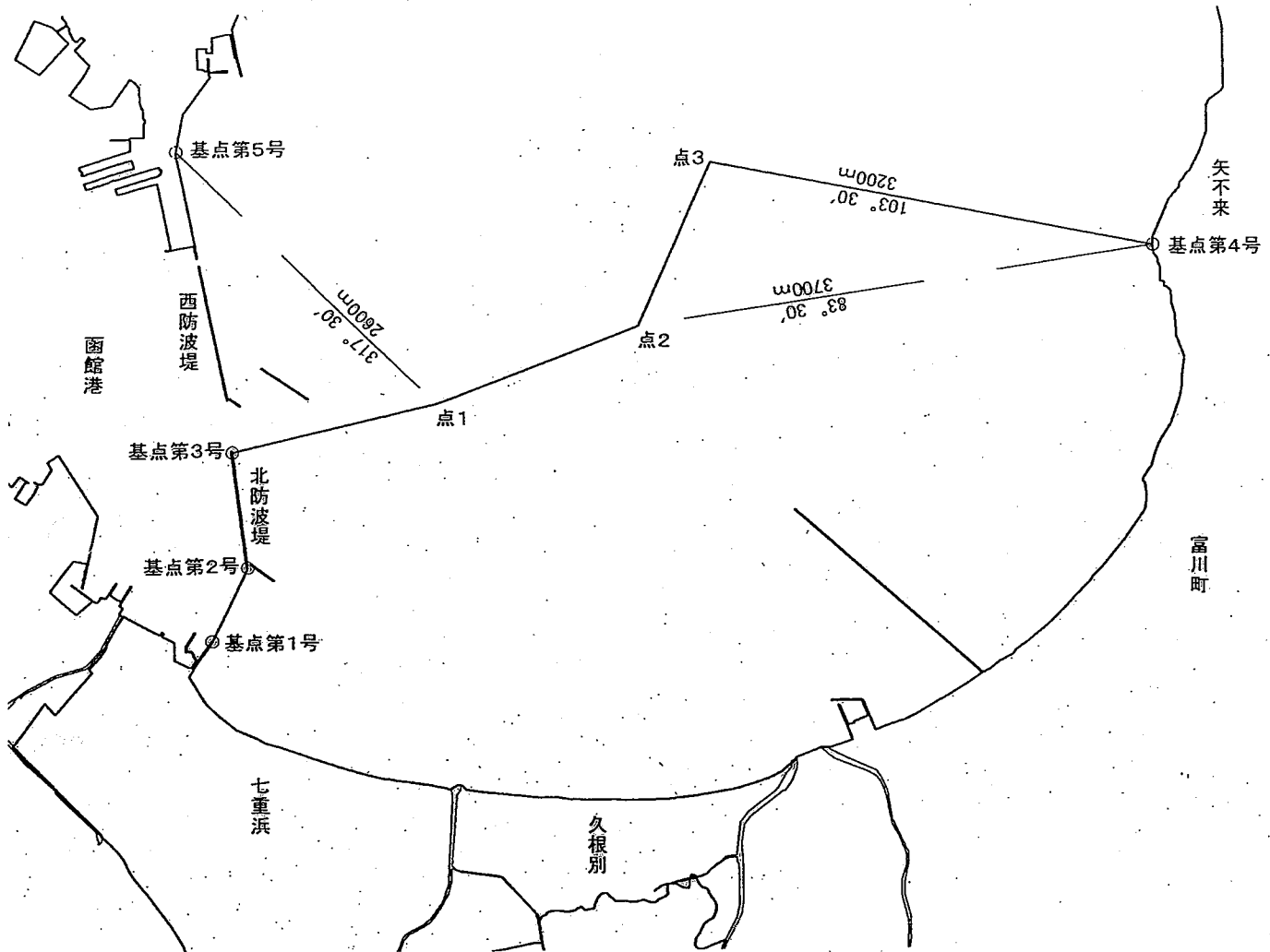
北斗市地先

漁場の区域

次の基点第1号、基点第2号、基点第3号、点1、点2、点3及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 函館港第3防砂堤灯台中心点
(北緯 41度48分37.7秒 東経 140度42分07.8秒)
- 基点第2号 函館港北防波堤北端
- 基点第3号 函館港北防波堤灯台中心点
(北緯 41度47分53.2秒 東経 140度41分58.7秒)
- 基点第4号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 北緯 41度46分41.73秒 東経 140度42分11.47秒
- 点1 基点第5号から 317度 30分 2,600メートルの点
- 点2 基点第4号から 83度 30分 3,700メートルの点
- 点3 基点第4号から 103度 30分 3,200メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第42号

漁場の位置

北斗市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北斗市地籍図根三角点 B5, 3

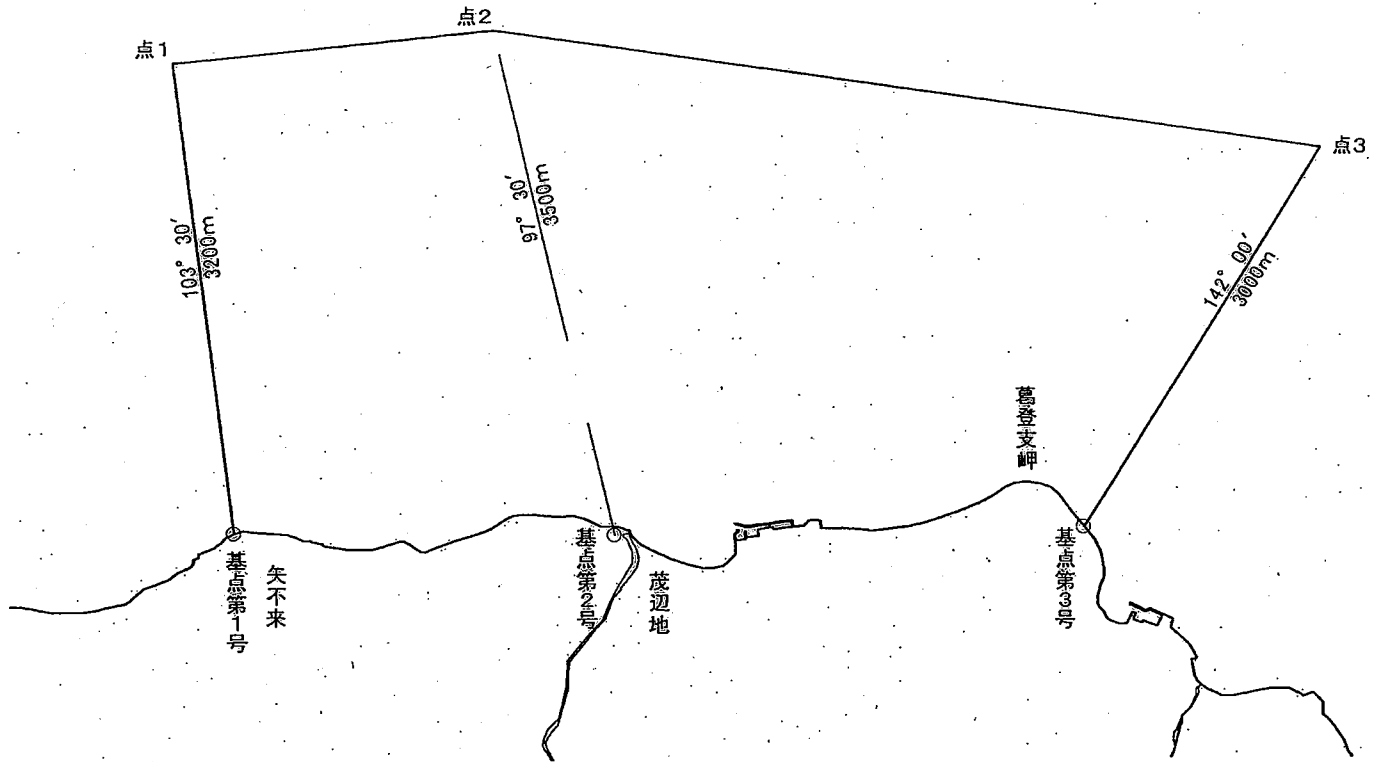
基点第3号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 103度 30分 3, 200メートルの点

点2 基点第2号から 97度 30分 3, 500メートルの点

点3 基点第3号から 142度 00分 3, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第43号

漁場の位置

北斗市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北斗市地籍図根三角点 B5; 3

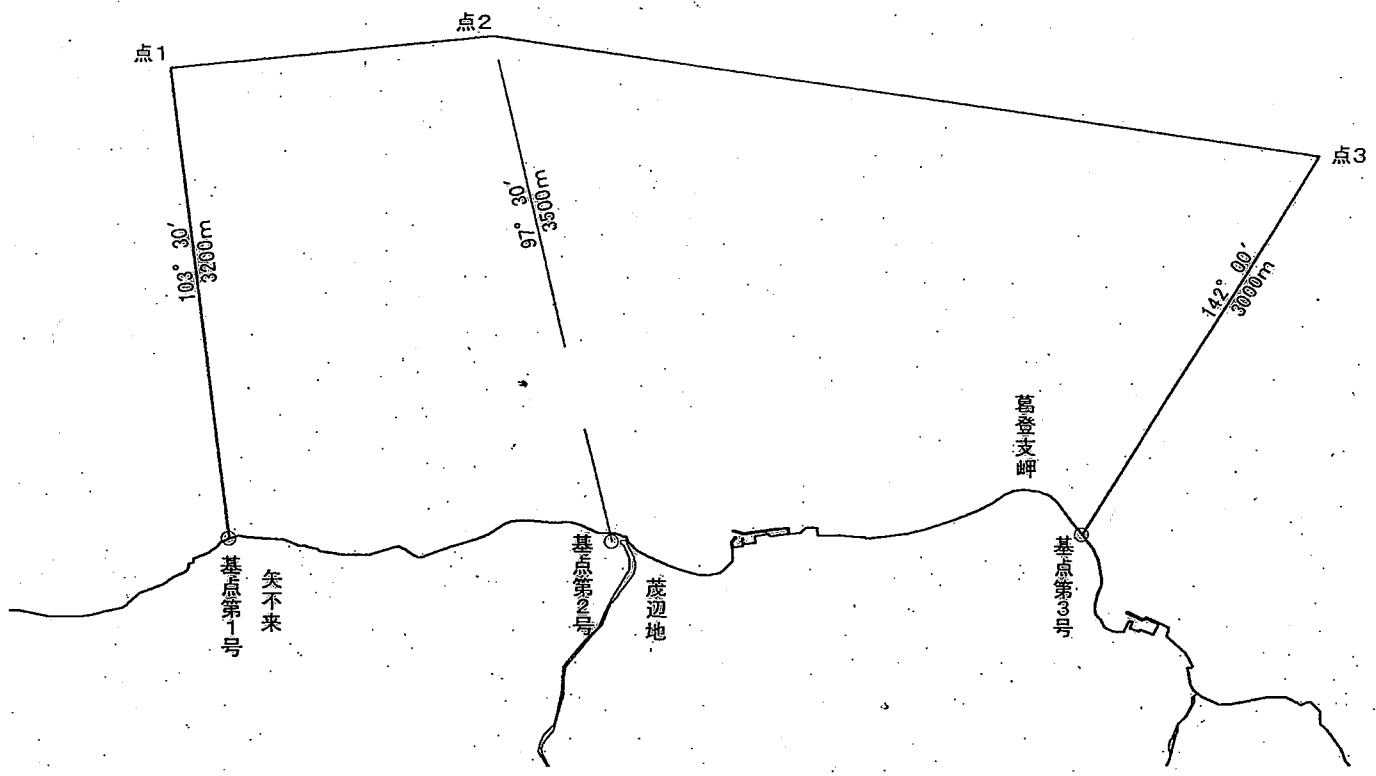
基点第3号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 103度 30分 3, 200メートルの点

点2 基点第2号から 97度 30分 3, 500メートルの点

点3 基点第3号から 142度 00分 3, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第44号

漁場の位置

北斗市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

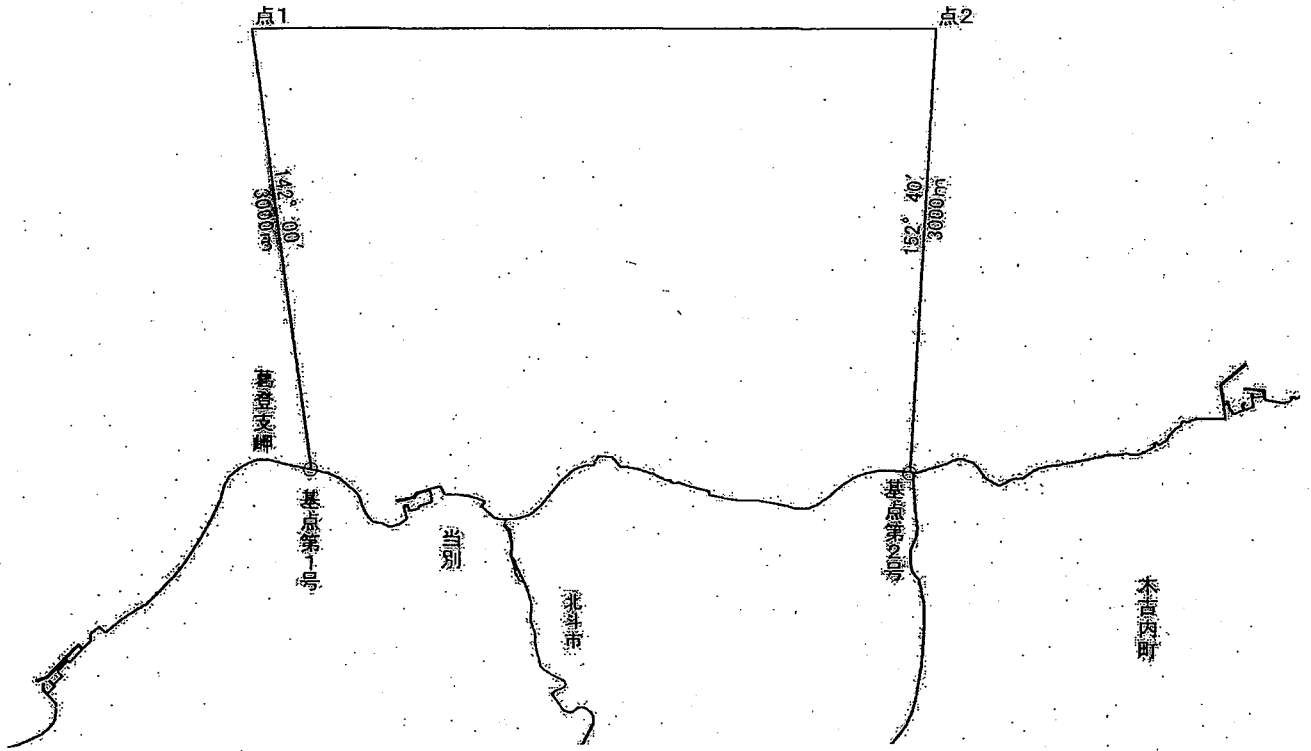
基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 142度 00分 3,000メートルの点

点2 基点第2号から 152度 40分 3,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第45号

漁場の位置

北斗市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

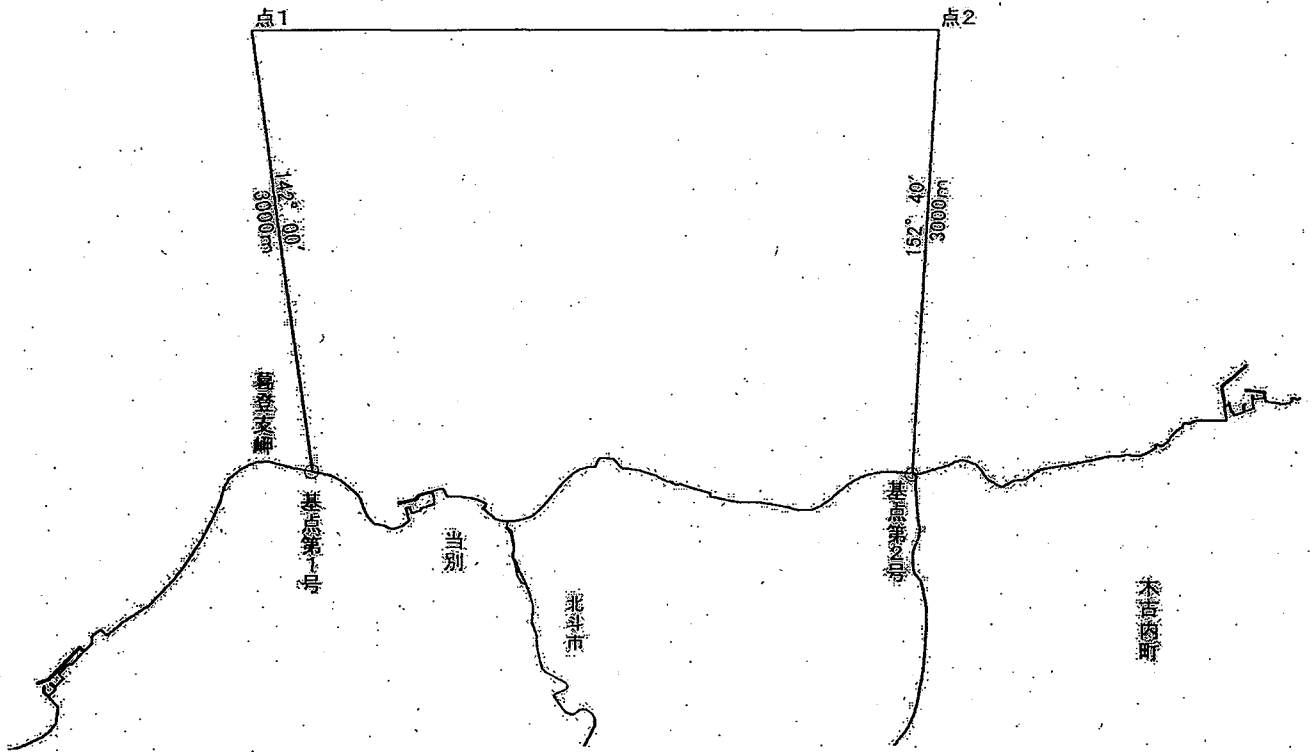
基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 142度 00分 3,000メートルの点

点2 基点第2号から 152度 40分 3,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第46号

漁場の位置

上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

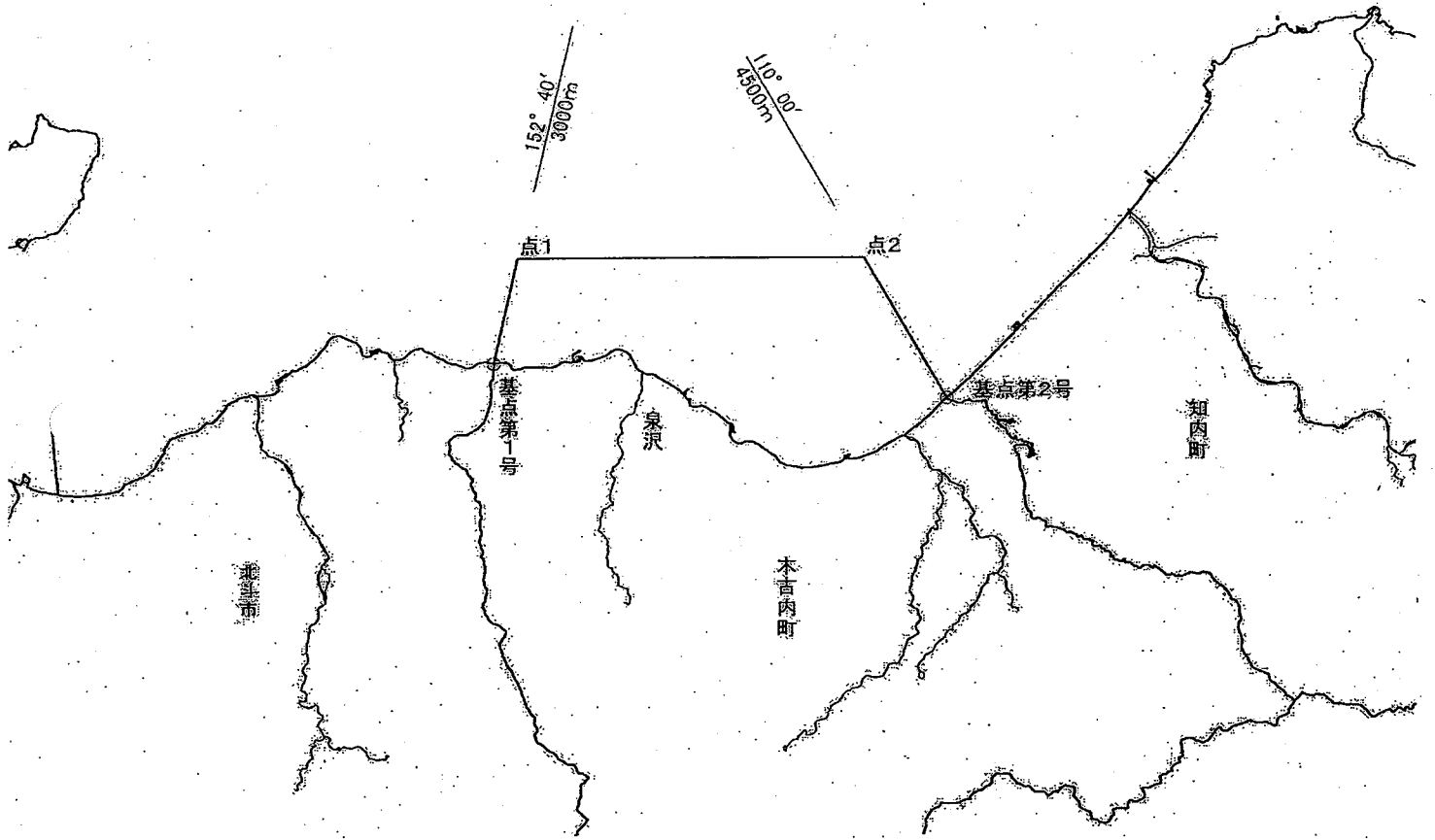
基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 152度 40分 3,000メートルの点

点2 基点第2号から 110度 00分 4,500メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第47号

漁場の位置

上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

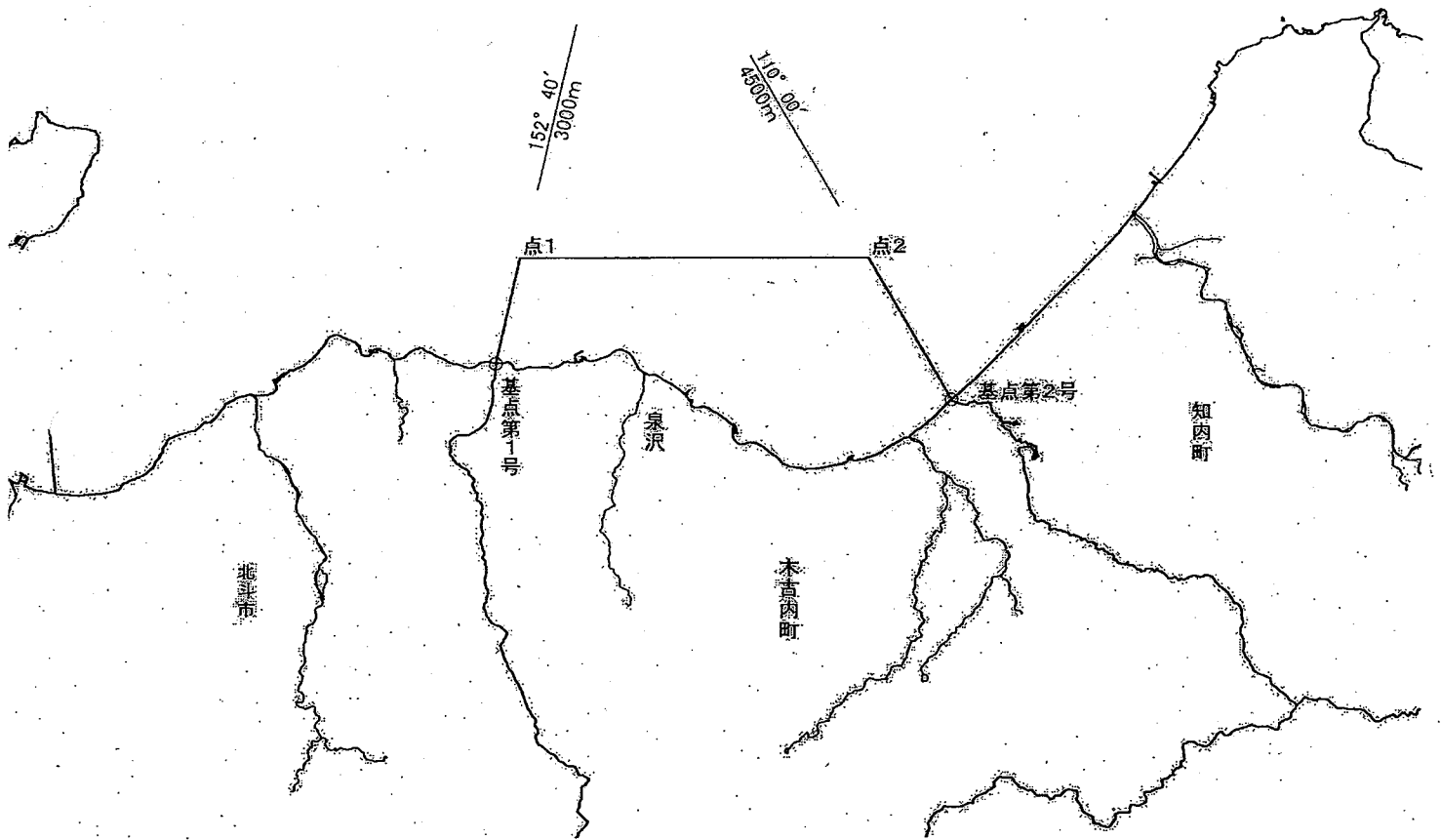
基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 152度 40分 3,000メートルの点

点2 基点第2号から 110度 00分 4,500メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第48号

漁場の位置

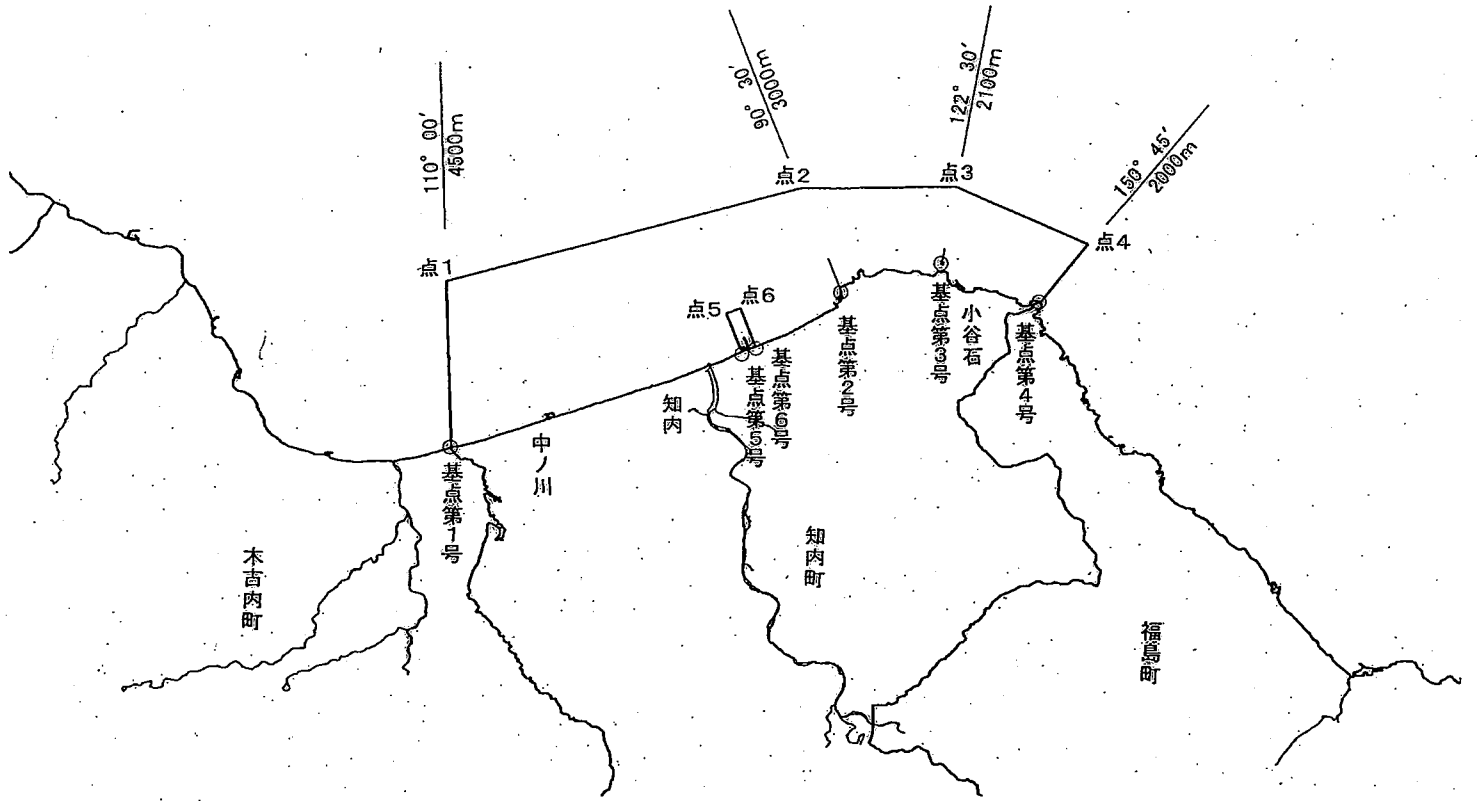
上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

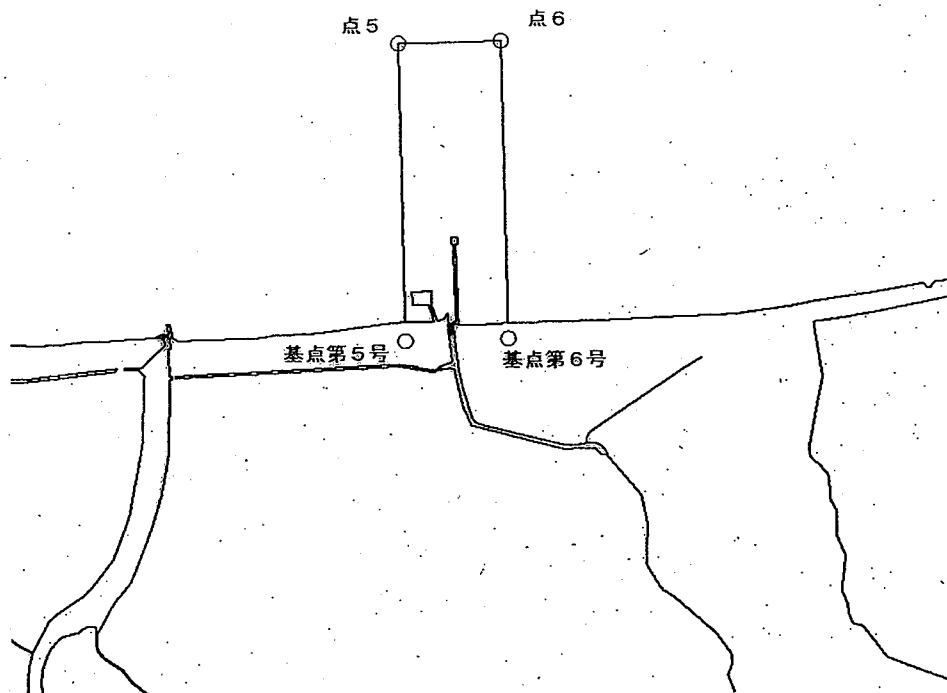
- | | |
|-------|---|
| 基点第1号 | 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第2号 | 知内町字涌元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第3号 | イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9
(北海道水産林務部三角点 水D21～) |
| 基点第4号 | 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第5号 | 国土地理院3等三角点 味家岱から163度55分10秒 646メートルの点 |
| 基点第6号 | 点6から 270度 27分 1, 178メートルの点 |
| 点1 | 基点第1号から 110度 00分 4, 500メートルの点 |
| 点2 | 基点第2号から 90度 30分 3, 000メートルの点 |
| 点3 | 基点第3号から 122度 30分 2, 100メートルの点 |
| 点4 | 基点第4号から 150度 45分 2, 000メートルの点 |
| 点5 | 基点第5号から 90度 27分 1, 178メートルの点 |
| 点6 | 点5から 180度 27分 400メートルの点 |

縮尺



知内火力発電所 付近拡大図

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第49号

漁場の位置

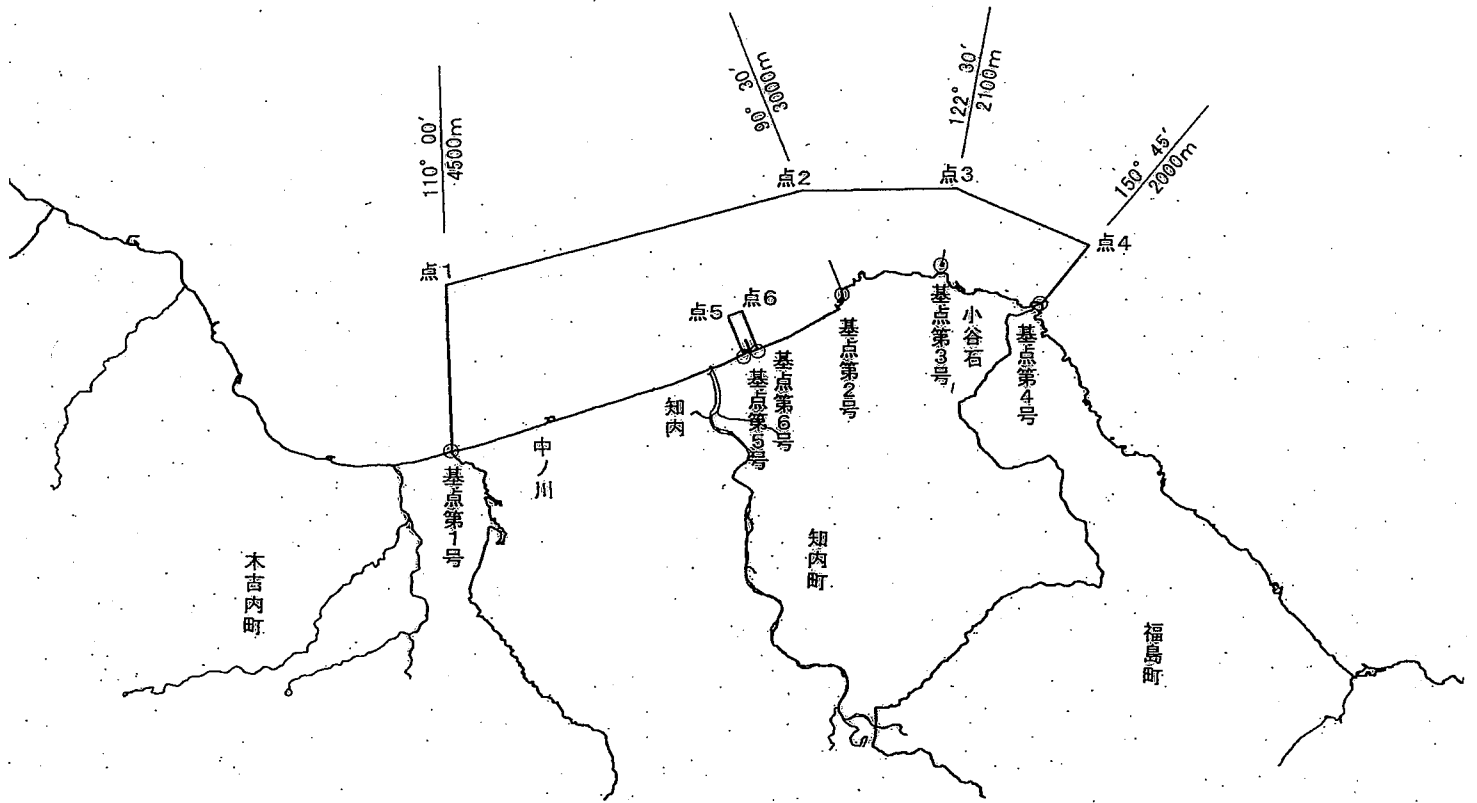
上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

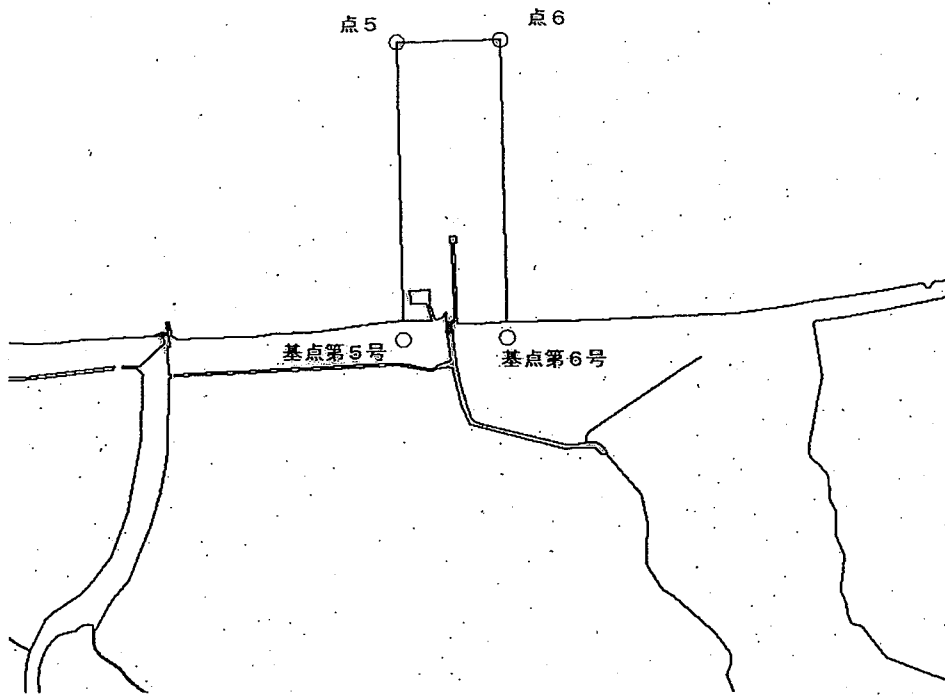
- 基点第1号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号 知内町字涌元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第3号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9
(北海道水産林務部三角点 水D21～)
基点第4号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第5号 国土地理院3等三角点 味家岱から163度55分10秒 646メートルの点
基点第6号 点6から 270度 27分 1, 178メートルの点
点1 基点第1号から 110度 00分 4, 500メートルの点
点2 基点第2号から 90度 30分 3, 000メートルの点
点3 基点第3号から 122度 30分 2, 100メートルの点
点4 基点第4号から 150度 45分 2, 000メートルの点
点5 基点第5号から 90度 27分 1, 178メートルの点
点6 点5から 180度 27分 400メートルの点

縮尺



知内火力発電所 付近拡大図

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第50号

漁場の位置

松前郡福島町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

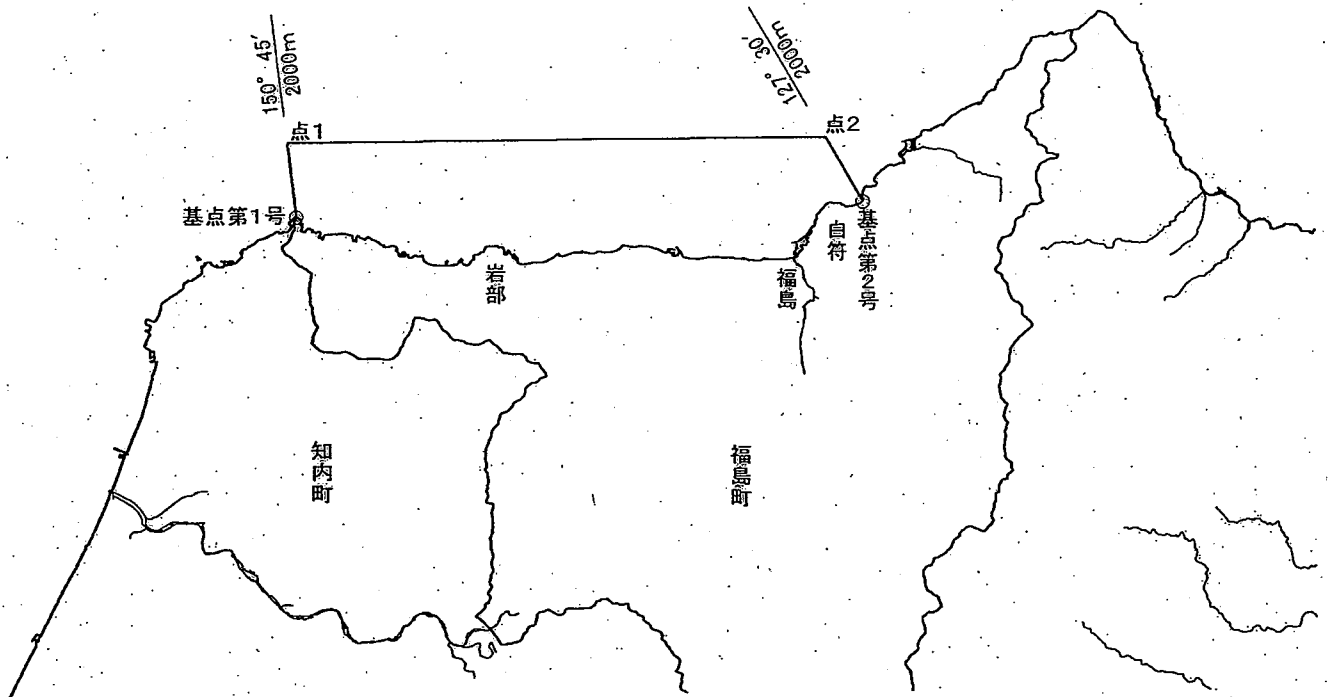
基点第1号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 150度 45分 2,000メートルの点

点2 基点第2号から 127度 30分 2,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第51号

漁場の位置

松前郡福島町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

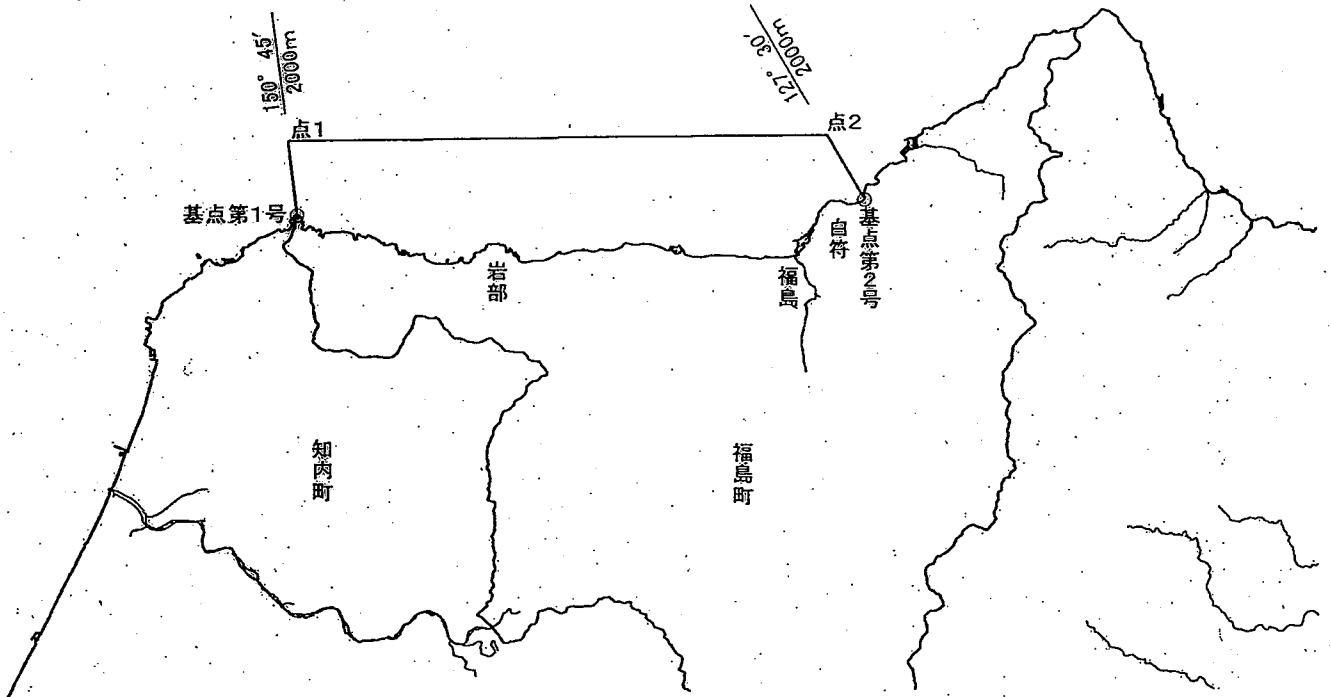
基点第1号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 150度 45分 2,000メートルの点

点2 基点第2号から 127度 30分 2,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第52号

漁場の位置

松前郡福島町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

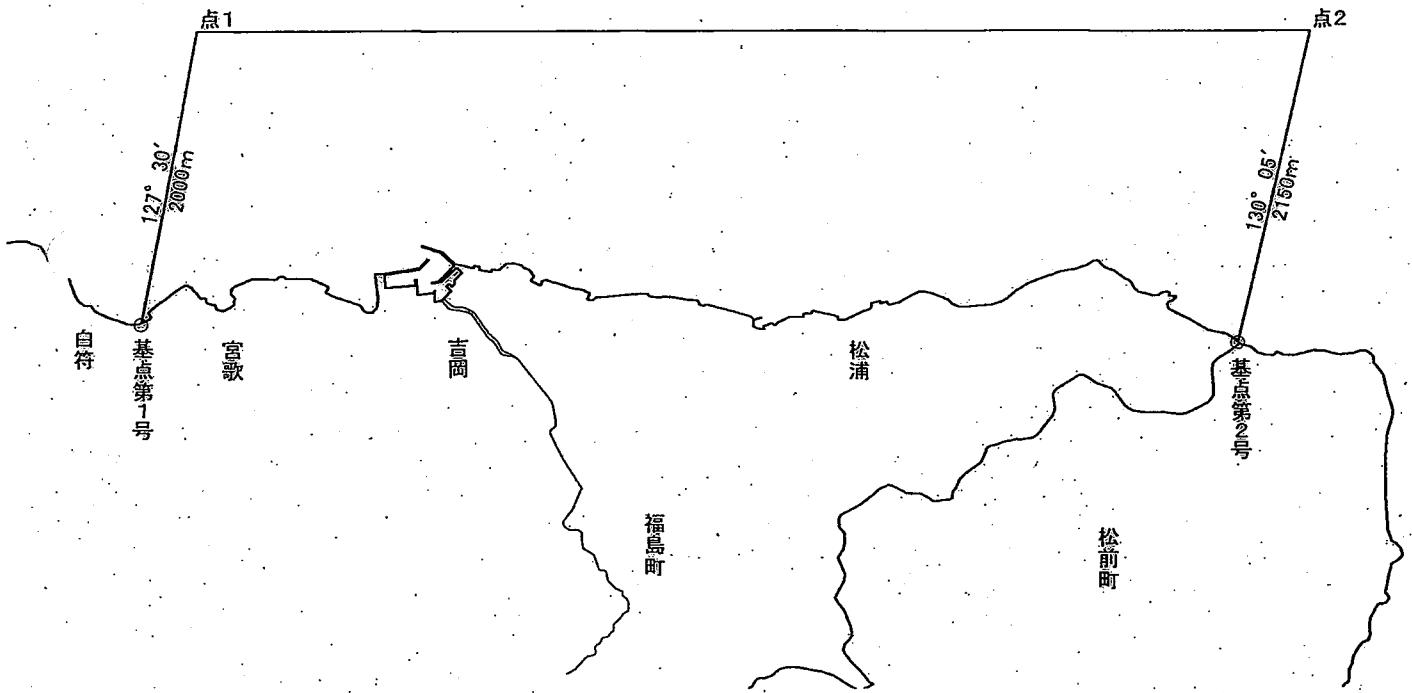
基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 127度 30分 2,000メートルの点

点2 基点第2号から 130度 05分 2,150メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第53号

漁場の位置

松前郡福島町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

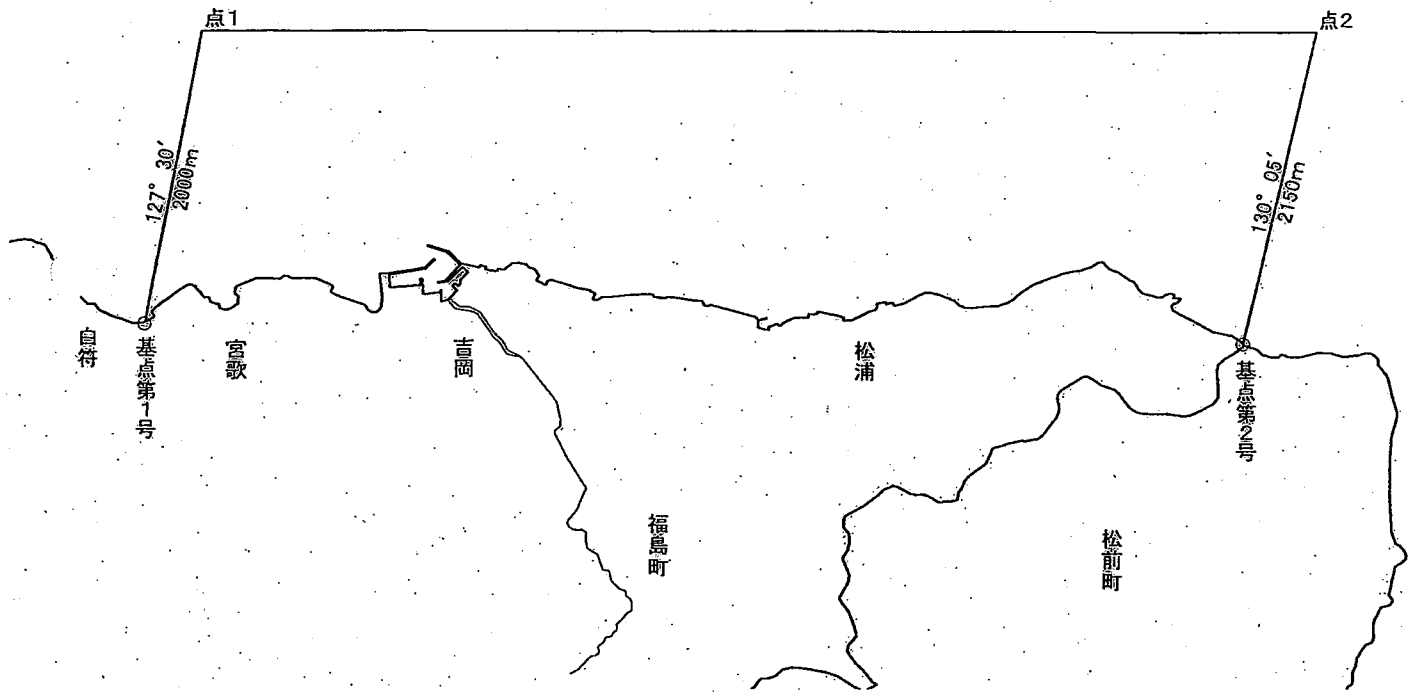
基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 127度 30分 2,000メートルの点

点2 基点第2号から 130度 05分 2,150メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第54号

漁場の位置

松前郡松前町地先

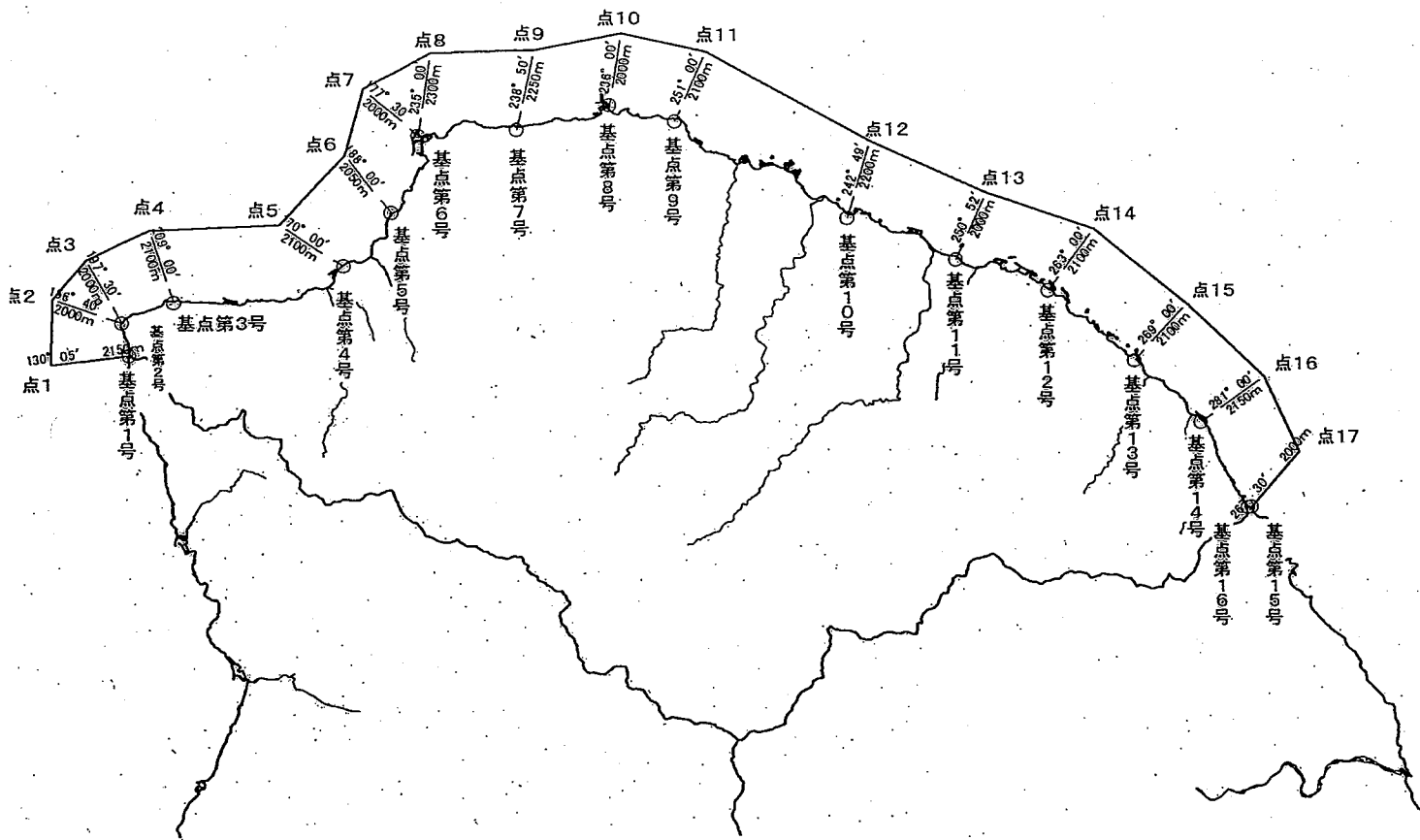
漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、基点第15号及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～)
基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D12
基点第4号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～)
基点第6号 松前灯台中心点 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒)
基点第7号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と字館浜の境界)
基点第8号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中岱～)
基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～)
基点第10号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界)
基点第11号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界)
基点第12号 北海道水産林務部三角点 水D21
基点第13号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～)
基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～)
基点第15号 上ノ国町地先 立岩の中央
基点第16号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点1 基点第1号から 130度 05分 2,150メートルの点
点2 基点第2号から 156度 40分 2,000メートルの点
点3 基点第2号から 197度 30分 2,000メートルの点
点4 基点第3号から 209度 00分 2,100メートルの点
点5 基点第4号から 170度 00分 2,100メートルの点
点6 基点第5号から 188度 00分 2,050メートルの点
点7 基点第6号から 177度 30分 2,000メートルの点
点8 基点第6号から 235度 00分 2,300メートルの点
点9 基点第7号から 238度 50分 2,250メートルの点

点10	基点第8号から	236度 00分	2,000メートルの点
点11	基点第9号から	251度 00分	2,100メートルの点
点12	基点第10号から	242度 49分	2,200メートルの点
点13	基点第11号から	250度 52分	2,000メートルの点
点14	基点第12号から	263度 00分	2,100メートルの点
点15	基点第13号から	269度 00分	2,100メートルの点
点16	基点第14号から	281度 00分	2,150メートルの点
点17	基点第15号から	267度 30分	2,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第55号

漁場の位置

松前郡松前町地先

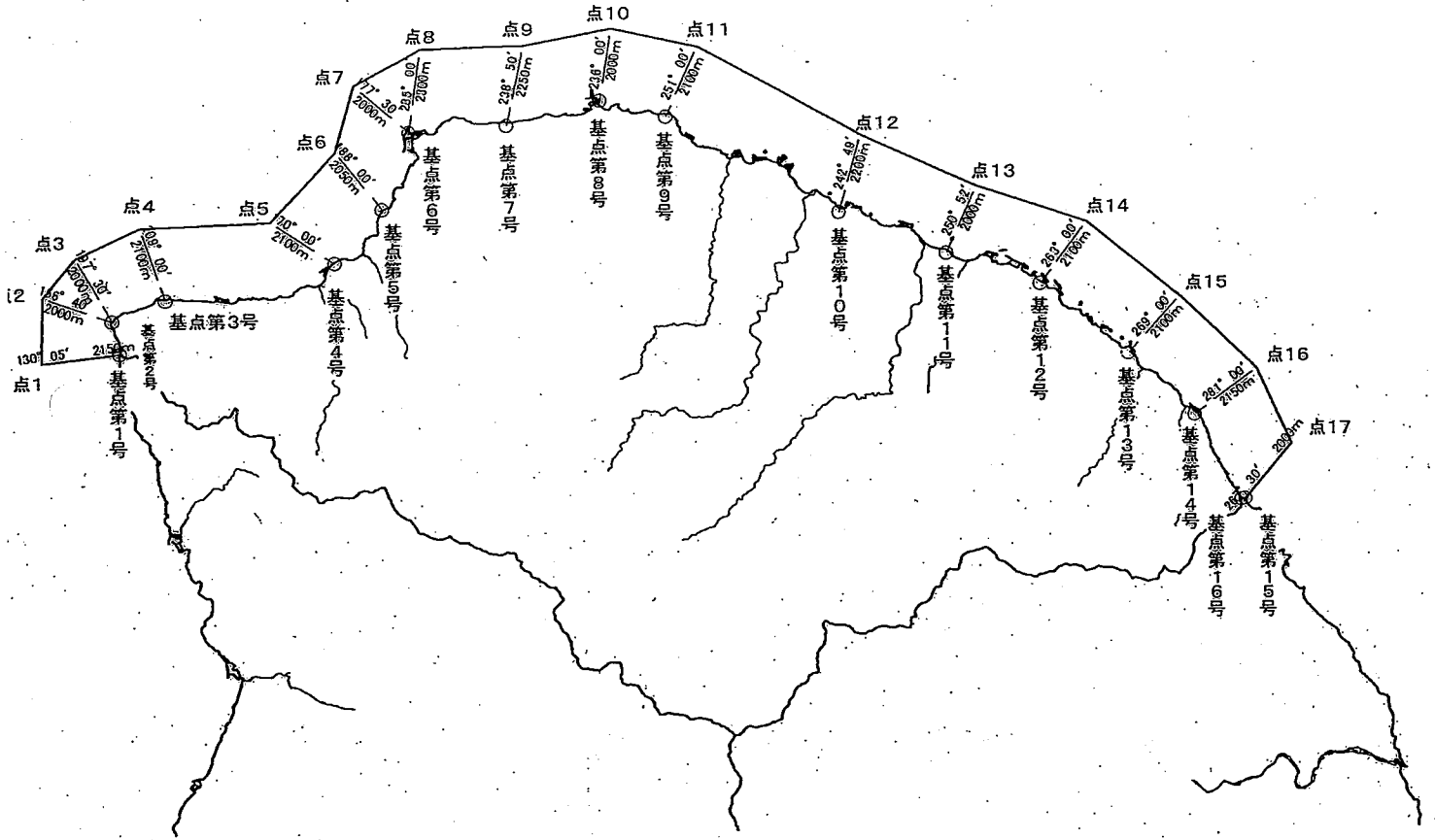
漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、基点第15号及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～)
- 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D12
- 基点第4号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～)
- 基点第6号 松前灯台中心点 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒)
- 基点第7号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と字館浜の境界)
- 基点第8号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中岱～)
- 基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～)
- 基点第10号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界)
- 基点第11号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界)
- 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水D21
- 基点第13号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～)
- 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～)
- 基点第15号 上ノ国町地先 立岩の中央
- 基点第16号 松前町と上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- | | | | |
|-----|---------|----------|-------------|
| 点1 | 基点第1号から | 130度 05分 | 2,150メートルの点 |
| 点2 | 基点第2号から | 156度 40分 | 2,000メートルの点 |
| 点3 | 基点第2号から | 197度 30分 | 2,000メートルの点 |
| 点4 | 基点第3号から | 209度 00分 | 2,100メートルの点 |
| 点5 | 基点第4号から | 170度 00分 | 2,100メートルの点 |
| 点6 | 基点第5号から | 188度 00分 | 2,050メートルの点 |
| 点7 | 基点第6号から | 177度 30分 | 2,000メートルの点 |
| 点8 | 基点第6号から | 235度 00分 | 2,300メートルの点 |
| 点9 | 基点第7号から | 238度 50分 | 2,250メートルの点 |
| 点10 | 基点第8号から | 236度 00分 | 2,000メートルの点 |

点11	基点第9号から	251度 00分	2, 100メートルの点
点12	基点第10号から	242度 49分	2, 200メートルの点
点13	基点第11号から	250度 52分	2, 000メートルの点
点14	基点第12号から	263度 00分	2, 100メートルの点
点15	基点第13号から	269度 00分	2, 100メートルの点
点16	基点第14号から	281度 00分	2, 150メートルの点
点17	基点第15号から	267度 30分	2, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第56号

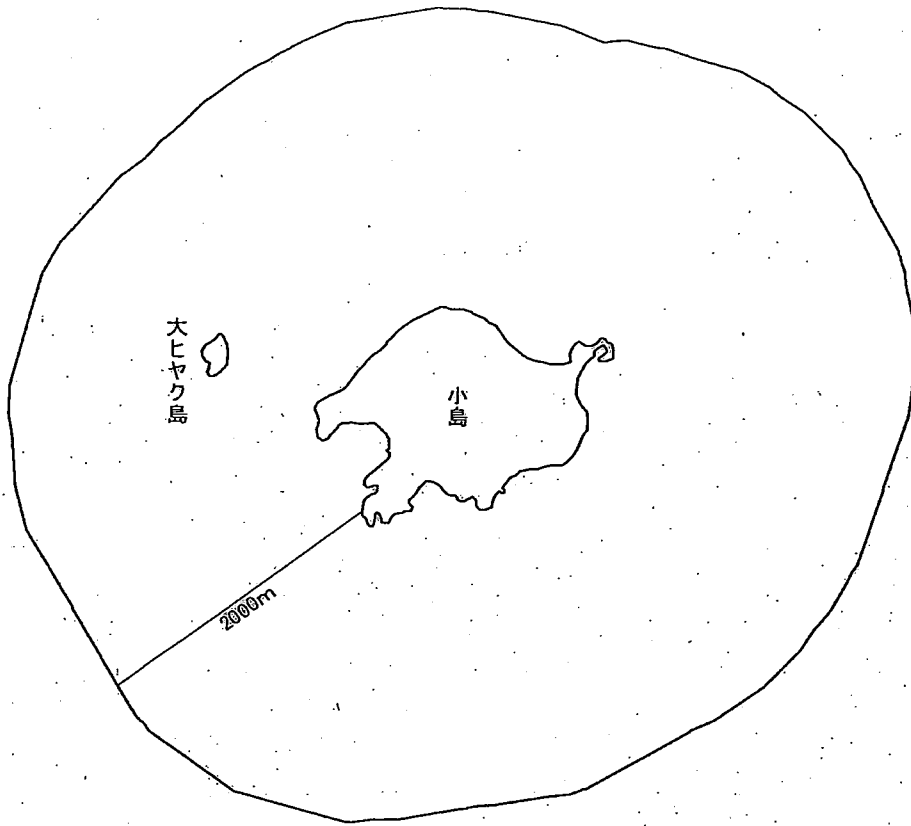
漁場の位置

松前郡松前町地先

漁場の区域

小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線とによって囲まれた区域

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第57号

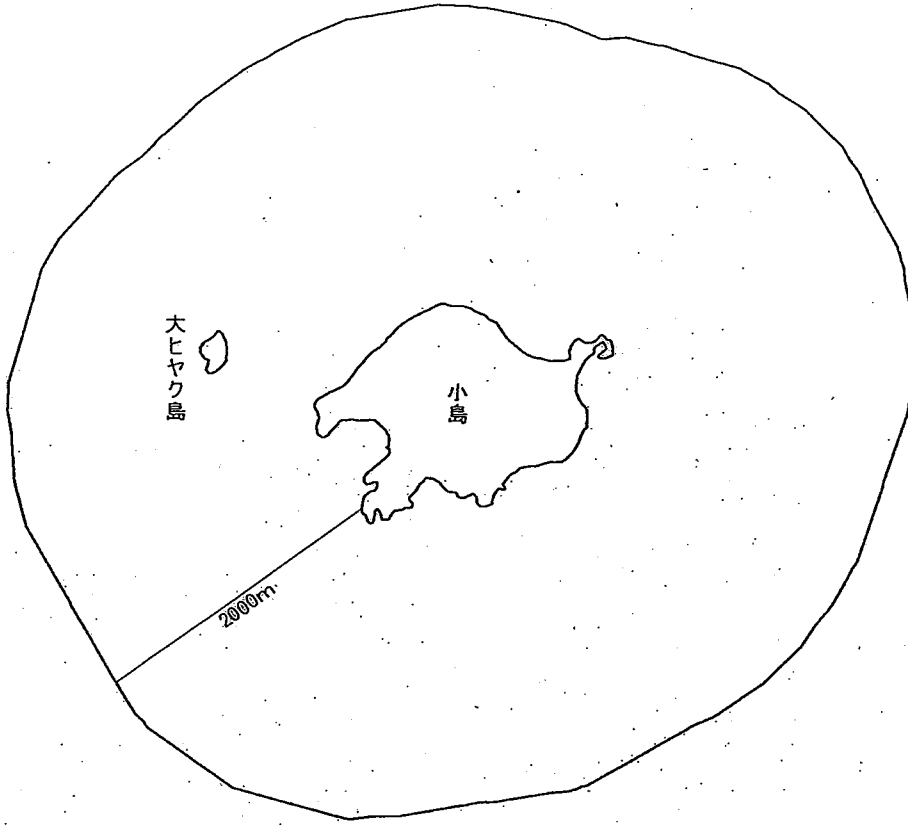
漁場の位置

松前郡松前町地先

漁場の区域

小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線とによって囲まれた区域

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第58号

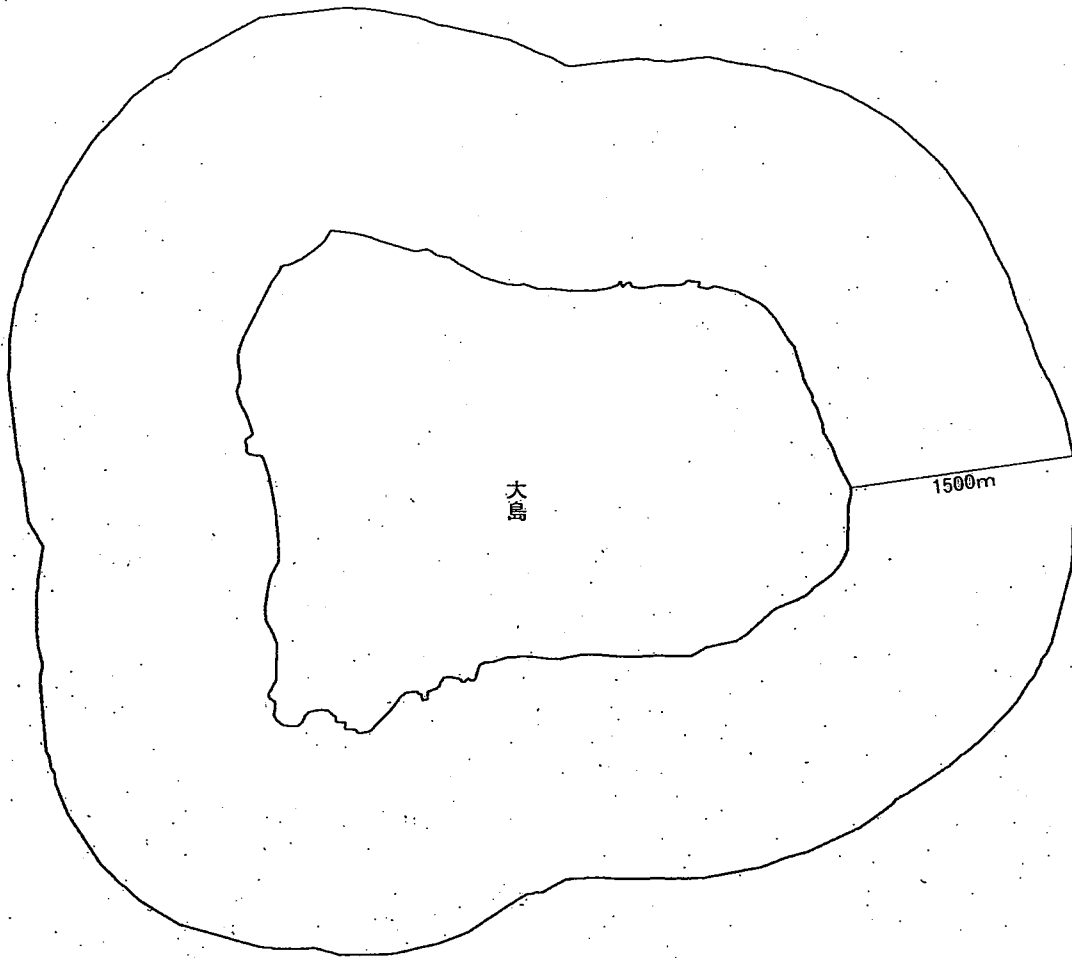
漁場の位置

松前郡松前町地先

漁場の区域

大島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合1,500メートルの線とによって囲まれた区域

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第59号

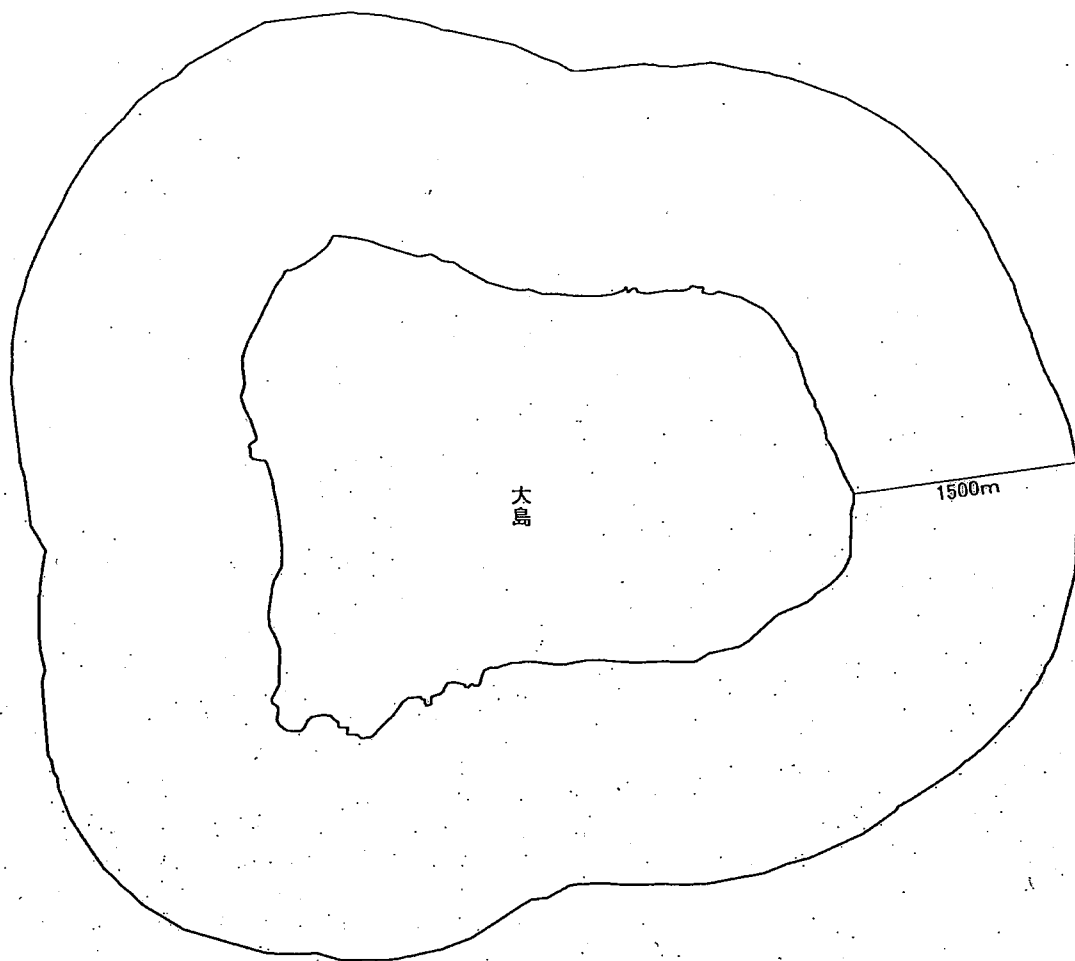
漁場の位置

松前郡松前町地先

漁場の区域

大島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合1,500メートルの線とによって囲まれた区域

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第60号

漁場の位置

山越郡長万部町、二海郡八雲町及び茅部郡森町地先

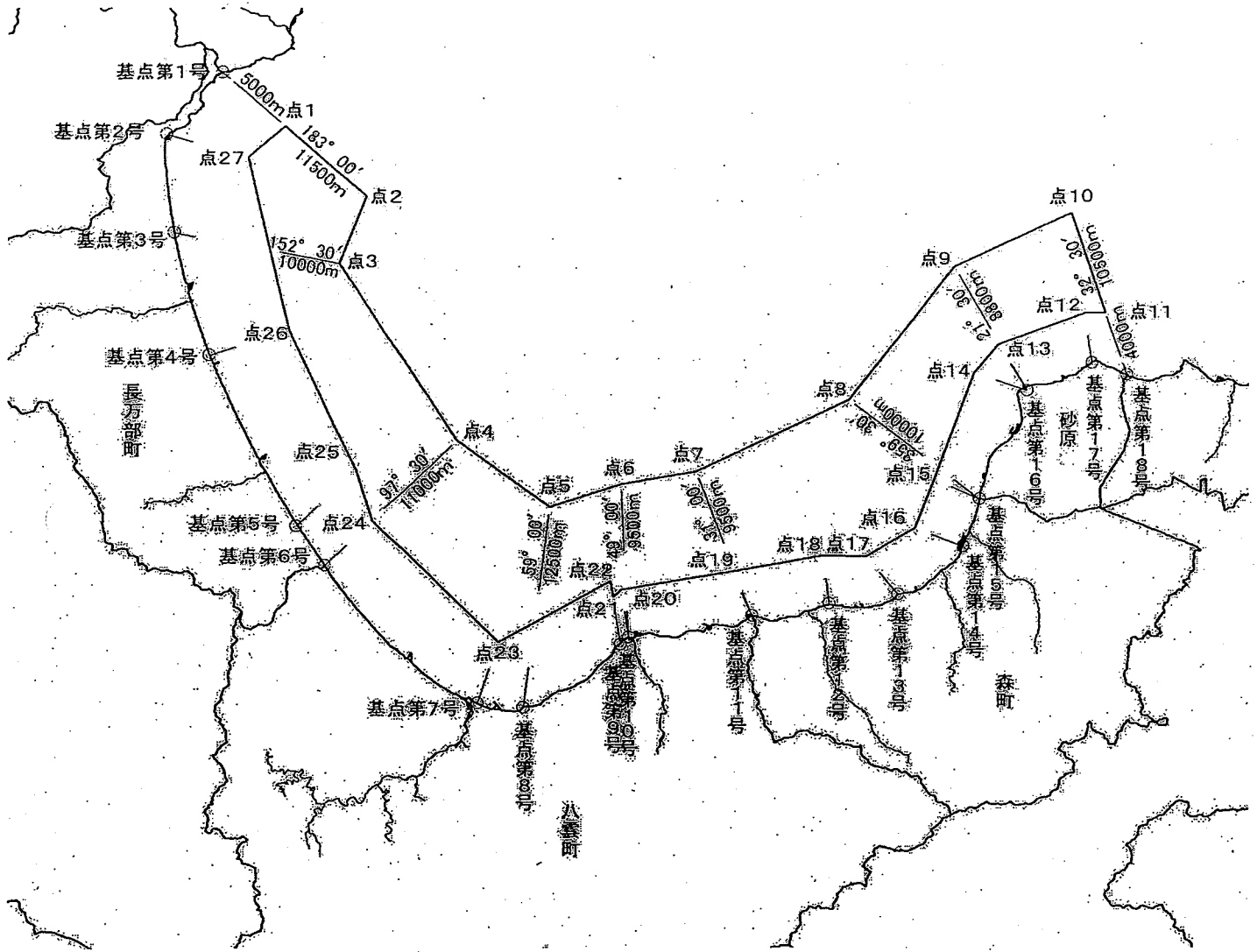
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1
基点第3号 長万部町字静狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第4号 国土地理院三角点 紋別から 37度00分 2,000メートルの点
基点第5号 国土地理院三角点 番屋
基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第7号 国土地理院三角点 遊楽部
基点第8号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第9号 国土地理院三角点 追浜
基点第10号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第11号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7～)
基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D9
基点第14号 国土地理院三角点 高森から343度00分 500メートルの点
基点第15号 森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第16号 国土地理院三角点 砂崎
基点第17号 国土地理院三角点 松屋崎
基点第18号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点1 基点第1号から 183度 00分 5,000メートルの点
点2 基点第1号から 183度 00分 11,500メートルの点
点3 基点第3号から 152度 30分 10,000メートルの点
点4 基点第6号から 97度 30分 11,000メートルの点
点5 基点第8号から 59度 00分 12,500メートルの点
点6 基点第10号から 49度 00分 9,500メートルの点
点7 基点第11号から 31度 00分 9,500メートルの点
点8 基点第15号から 359度 30分 10,000メートルの点

点9	基点第16号から	21度 30分	8, 800メートルの点
点10	基点第18号から	32度 30分	10, 500メートルの点
点11	基点第18号から	32度 30分	4, 000メートルの点
点12	基点第17号から	42度 30分	3, 100メートルの点
点13	基点第16号から	20度 00分	3, 350メートルの点
点14	基点第16号から	341度 00分	3, 400メートルの点
点15	基点第15号から	346度 15分	3, 000メートルの点
点16	基点第14号から	343度 00分	3, 200メートルの点
点17	基点第13号から	13度 00分	3, 050メートルの点
点18	基点第12号から	45度 00分	3, 000メートルの点
点19	基点第11号から	27度 30分	3, 000メートルの点
点20	基点第10号から	43度 30分	3, 000メートルの点
点21	基点第9号から	43度 30分	3, 000メートルの点
点22	基点第9号から	43度 30分	4, 000メートルの点
点23	基点第7号から	70度 00分	4, 000メートルの点
点24	基点第6号から	97度 30分	4, 000メートルの点
点25	基点第5号から	97度 30分	5, 000メートルの点
点26	基点第4号から	124度 00分	5, 000メートルの点
点27	基点第2号から	157度 30分	5, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第61号

漁場の位置

山越郡長万部町、二海郡八雲町及び茅部郡森町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1

基点第3号 長万部町字静狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 国土地理院三角点 紋別から 37度00分 2,000メートルの点

基点第5号 国土地理院三角点 番屋

基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第7号 国土地理院三角点 遊楽部

基点第8号 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第9号 国土地理院三角点 追浜

基点第10号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第11号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D7~)

基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D9

基点第14号 国土地理院三角点 高森から343度00分 500メートルの点

基点第15号 森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第16号 国土地理院三角点 砂崎

基点第17号 国土地理院三角点 松屋崎

基点第18号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 183度 00分 5,000メートルの点

点2 基点第1号から 183度 00分 11,500メートルの点

点3 基点第3号から 152度 30分 10,000メートルの点

点4 基点第6号から 97度 30分 11,000メートルの点

点5 基点第8号から 59度 00分 12,500メートルの点

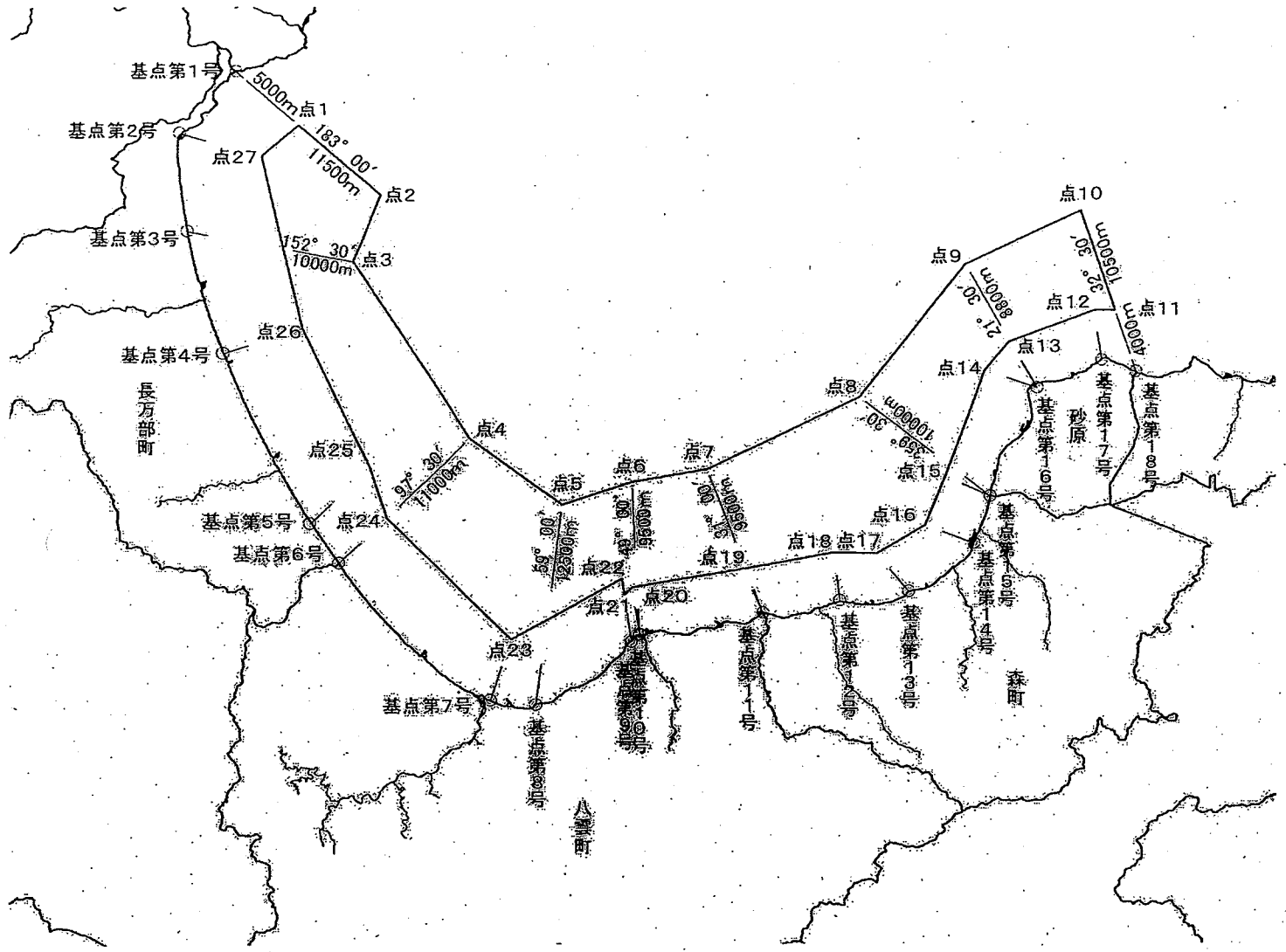
点6 基点第10号から 49度 00分 9,500メートルの点

点7 基点第11号から 31度 00分 9,500メートルの点

点8 基点第15号から 359度 30分 10,000メートルの点

点9	基点第16号から	21度 30分	8, 800メートルの点
点10	基点第18号から	32度 30分	10, 500メートルの点
点11	基点第18号から	32度 30分	4, 000メートルの点
点12	基点第17号から	42度 30分	3, 100メートルの点
点13	基点第16号から	20度 00分	3, 350メートルの点
点14	基点第16号から	341度 00分	3, 400メートルの点
点15	基点第15号から	346度 15分	3, 000メートルの点
点16	基点第14号から	343度 00分	3, 200メートルの点
点17	基点第13号から	13度 00分	3, 050メートルの点
点18	基点第12号から	45度 00分	3, 000メートルの点
点19	基点第11号から	27度 30分	3, 000メートルの点
点20	基点第10号から	43度 30分	3, 000メートルの点
点21	基点第9号から	43度 30分	3, 000メートルの点
点22	基点第9号から	43度 30分	4, 000メートルの点
点23	基点第7号から	70度 00分	4, 000メートルの点
点24	基点第6号から	97度 30分	4, 000メートルの点
点25	基点第5号から	97度 30分	5, 000メートルの点
点26	基点第4号から	124度 00分	5, 000メートルの点
点27	基点第2号から	157度 30分	5, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第62号

漁場の位置

茅部郡鹿部町及び函館市地先

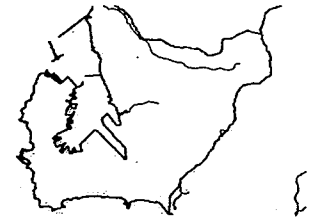
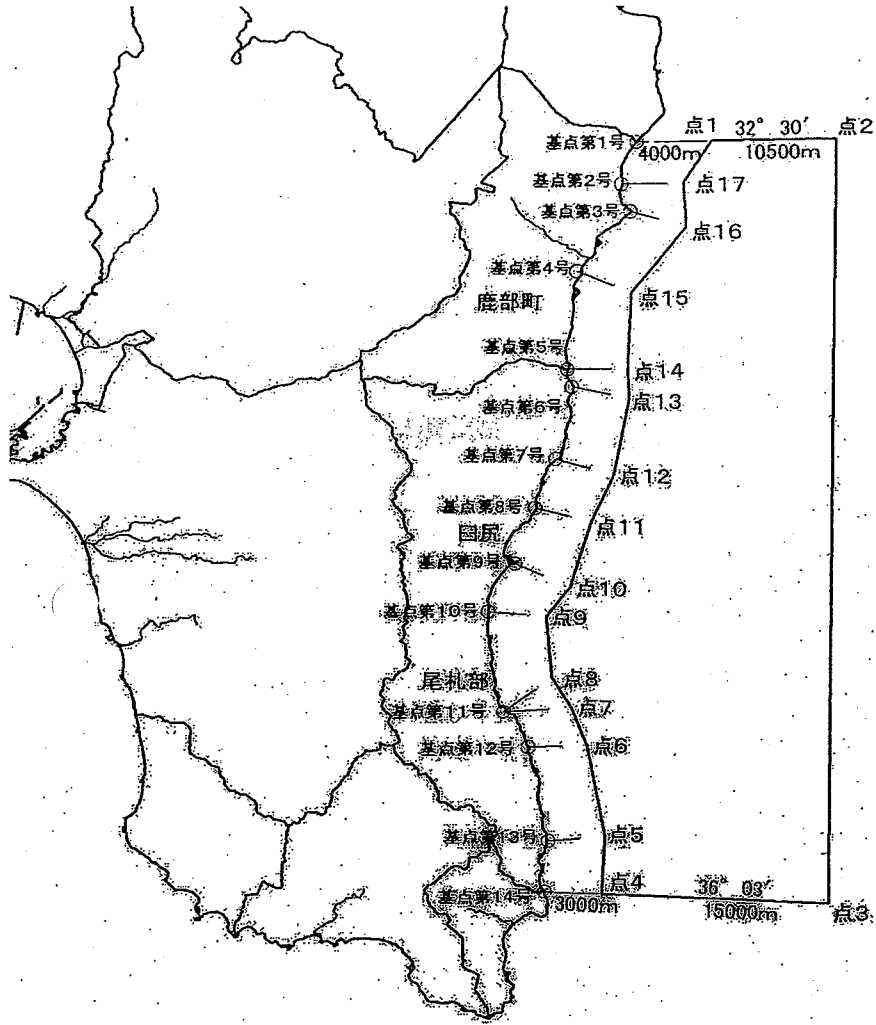
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22
- 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23
- 基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森
- 基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D30
- 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D32
- 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D34
- 基点第9号 国土地理院三角点 弁天島
- 基点第10号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第11号 国土地理院三角点 黒鷲岬
- 基点第12号 国土地理院三角点 木直
- 基点第13号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水D45～)
- 基点第14号 函館市古部町と銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点1 基点第1号から 32度 30分 4,000メートルの点
- 点2 基点第1号から 32度 30分 10,500メートルの点
- 点3 基点第14号から 36度 03分 15,000メートルの点
- 点4 基点第14号から 36度 03分 3,000メートルの点
- 点5 基点第13号から 29度 00分 3,000メートルの点
- 点6 基点第12号から 32度 00分 3,050メートルの点
- 点7 基点第11号から 30度 30分 3,550メートルの点
- 点8 基点第11号から 356度 30分 3,100メートルの点
- 点9 基点第10号から 38度 45分 3,000メートルの点
- 点10 基点第9号から 57度 10分 3,150メートルの点
- 点11 基点第8号から 47度 30分 3,050メートルの点
- 点12 基点第7号から 49度 00分 3,200メートルの点

点13	基点第6号から	45度 30分	3, 100メートルの点
点14	基点第5号から	32度 30分	3, 200メートルの点
点15	基点第4号から	55度 00分	3, 100メートルの点
点16	基点第3号から	49度 00分	3, 050メートルの点
点17	基点第2号から	32度 30分	3, 300メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第63号

漁場の位置

茅部郡鹿部町及び函館市地先

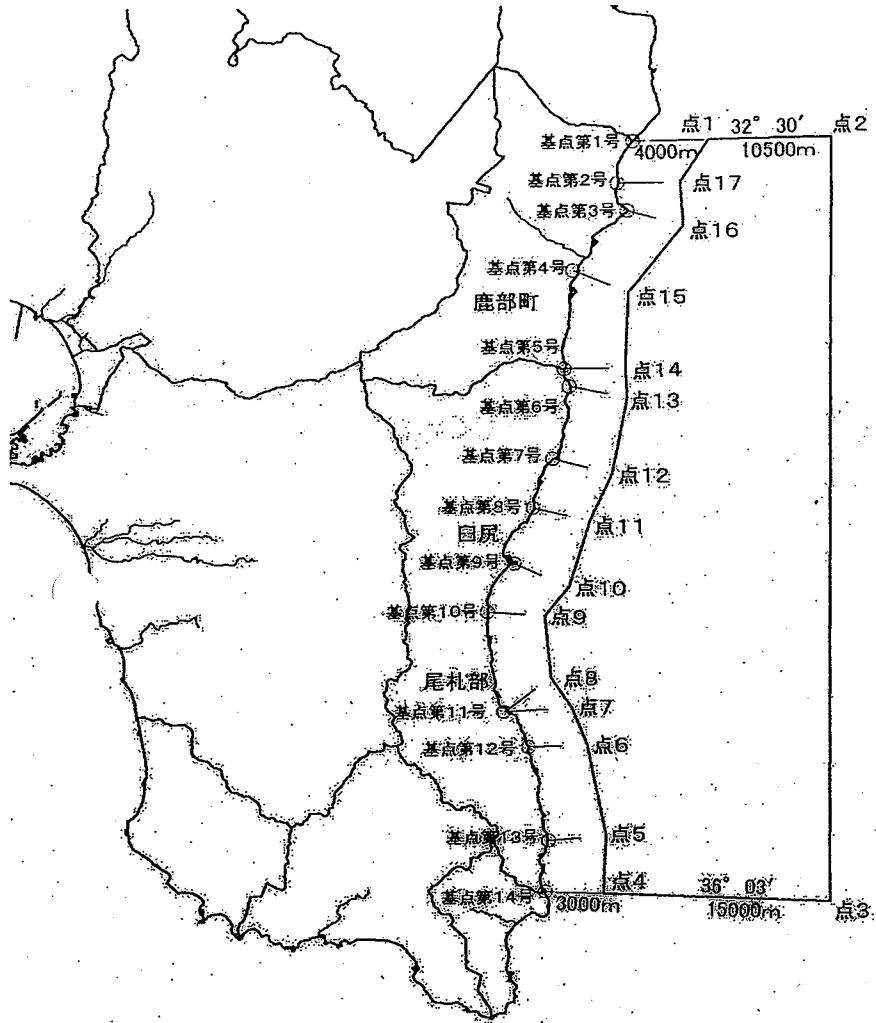
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22
基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D23
基点第4号 国土地理院三角点 鹿部高森
基点第5号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D30
基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D32
基点第8号 北海道水産林務部三角点 水D34
基点第9号 国土地理院三角点 弁天島
基点第10号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第11号 国土地理院三角点 黒鷲岬
基点第12号 国土地理院三角点 木直
基点第13号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水D45～)
基点第14号 函館市古部町と銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- | | | | |
|-----|----------|----------|--------------|
| 点1 | 基点第1号から | 32度 30分 | 4,000メートルの点 |
| 点2 | 基点第1号から | 32度 30分 | 10,500メートルの点 |
| 点3 | 基点第14号から | 36度 03分 | 15,000メートルの点 |
| 点4 | 基点第14号から | 36度 03分 | 3,000メートルの点 |
| 点5 | 基点第13号から | 29度 00分 | 3,000メートルの点 |
| 点6 | 基点第12号から | 32度 00分 | 3,050メートルの点 |
| 点7 | 基点第11号から | 30度 30分 | 3,550メートルの点 |
| 点8 | 基点第11号から | 356度 30分 | 3,100メートルの点 |
| 点9 | 基点第10号から | 38度 45分 | 3,000メートルの点 |
| 点10 | 基点第9号から | 57度 10分 | 3,150メートルの点 |
| 点11 | 基点第8号から | 47度 30分 | 3,050メートルの点 |
| 点12 | 基点第7号から | 49度 00分 | 3,200メートルの点 |

点13	基点第6号から	45度 30分	3, 100メートルの点
点14	基点第5号から	32度 30分	3, 200メートルの点
点15	基点第4号から	55度 00分	3, 100メートルの点
点16	基点第3号から	49度 00分	3, 050メートルの点
点17	基点第2号から	32度 30分	3, 300メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第64号

漁場の位置

函館市地先

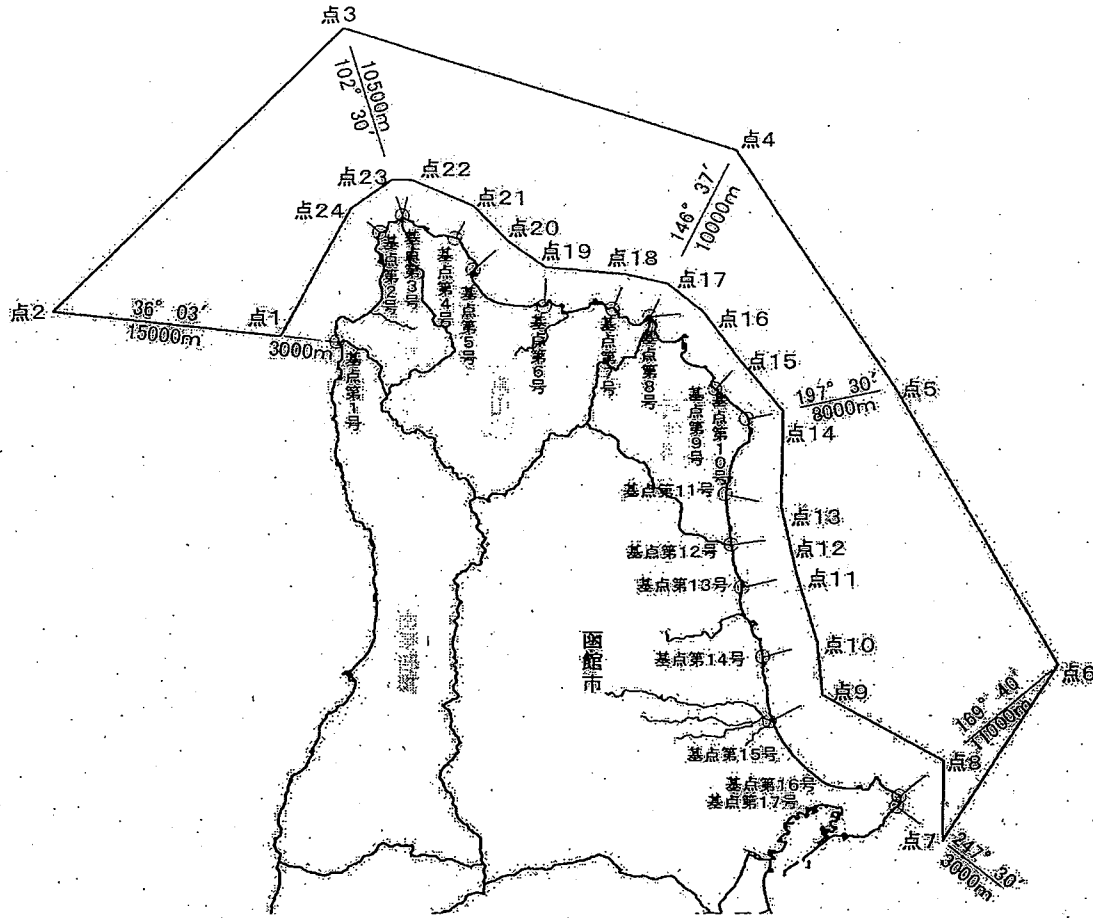
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第1号 函館市古部町と銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D4～)
- 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.1
- 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D7
- 基点第5号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から
335度41分36秒 408.99メートルの点
- 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から
58度28分43秒 209.02メートルの点
- 基点第8号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第9号 函館市弁才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第10号 汐首岬灯台
(北緯41度42分40.1秒 東経140度57分51.1秒)
- 基点第11号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第12号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第13号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第14号 函館市銭亀町と志海苔町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第15号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1,863.28メートルの点
- 基点第16号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 点1 基点第1号から 36度03分 3,000メートルの点
- 点2 基点第1号から 36度03分 15,000メートルの点
- 点3 基点第3号から 102度30分 10,500メートルの点
- 点4 基点第8号から 146度37分 10,000メートルの点
- 点5 基点第10号から 197度30分 8,000メートルの点
- 点6 基点第16号から 169度40分 11,000メートルの点
- 点7 基点第17号から 247度30分 3,000メートルの点

点8	基点第16号から	169度40分	3,000メートルの点
点9	基点第15号から	182度30分	3,130メートルの点
点10	基点第14号から	193度40分	3,000メートルの点
点11	基点第13号から	196度45分	3,000メートルの点
点12	基点第12号から	201度30分	3,000メートルの点
点13	基点第11号から	221度58分	3,000メートルの点
点14	基点第10号から	197度30分	2,000メートルの点
点15	基点第9号から	161度	2,000メートルの点
点16	基点第8号から	203度40分	2,800メートルの点
点17	基点第8号から	146度37分	2,000メートルの点
点18	基点第7号から	139度45分	2,000メートルの点
点19	基点第6号から	121度55分30秒	2,133.59メートルの点
点20	基点第5号から	167度15分20秒	2,340.72メートルの点
点21	基点第4号から	148度30分	2,000メートルの点
点22	基点第3号から	133度30分	2,000メートルの点
点23	基点第3号から	102度30分	2,000メートルの点
点24	基点第2号から	70度30分	2,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第65号

漁場の位置

函館市地先

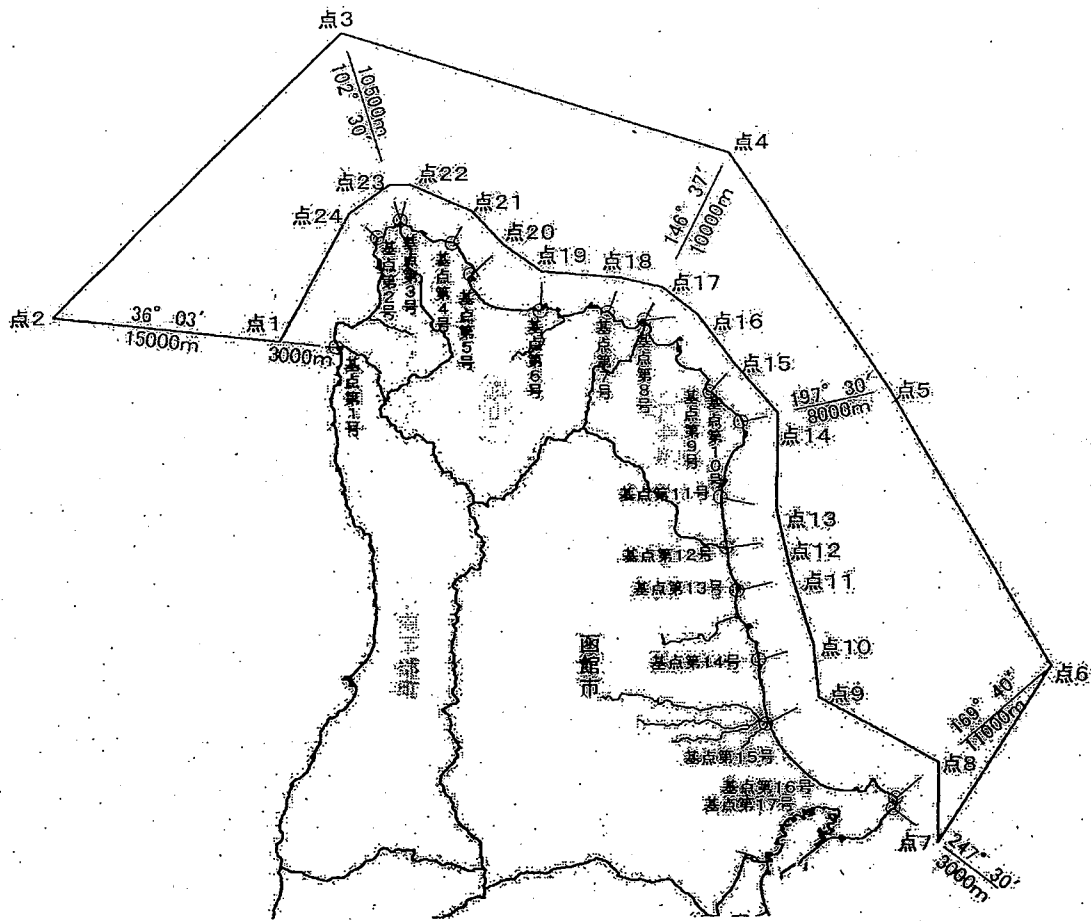
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第1号 函館市古部町と銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D4～)
- 基点第3号 函館市恵山岬町と御崎町の境界地先トド岩に設置の北海道水産林務部図根点 No.1
- 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D7
- 基点第5号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10～)から
335度41分36秒 408.99メートルの点
- 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から
58度28分43秒 209.02メートルの点
- 基点第8号 函館市日浦町と原木町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第9号 函館市弁才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第10号 汐首岬灯台
(北緯41度42分40.1秒 東経140度57分51.1秒)
- 基点第11号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第12号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第13号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第14号 函館市銭亀町と志海苔町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第15号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分41.46秒 1,863.28メートルの点
- 基点第16号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 点1 基点第1号から 36度03分 3,000メートルの点
- 点2 基点第1号から 36度03分 15,000メートルの点
- 点3 基点第3号から 102度30分 10,500メートルの点
- 点4 基点第8号から 146度37分 10,000メートルの点
- 点5 基点第10号から 197度30分 8,000メートルの点
- 点6 基点第16号から 169度40分 11,000メートルの点
- 点7 基点第17号から 247度30分 3,000メートルの点

点8	基点第16号から	169度40分	3,000メートルの点
点9	基点第15号から	182度30分	3,130メートルの点
点10	基点第14号から	193度40分	3,000メートルの点
点11	基点第13号から	196度45分	3,000メートルの点
点12	基点第12号から	201度30分	3,000メートルの点
点13	基点第11号から	221度58分	3,000メートルの点
点14	基点第10号から	197度30分	2,000メートルの点
点15	基点第9号から	161度	2,000メートルの点
点16	基点第8号から	203度40分	2,800メートルの点
点17	基点第8号から	146度37分	2,000メートルの点
点18	基点第7号から	139度45分	2,000メートルの点
点19	基点第6号から	121度55分30秒	2,133.59メートルの点
点20	基点第5号から	167度15分20秒	2,340.72メートルの点
点21	基点第4号から	148度30分	2,000メートルの点
点22	基点第3号から	133度30分	2,000メートルの点
点23	基点第3号から	102度30分	2,000メートルの点
点24	基点第2号から	70度30分	2,000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第66号

漁場の位置

函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36及び点14の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

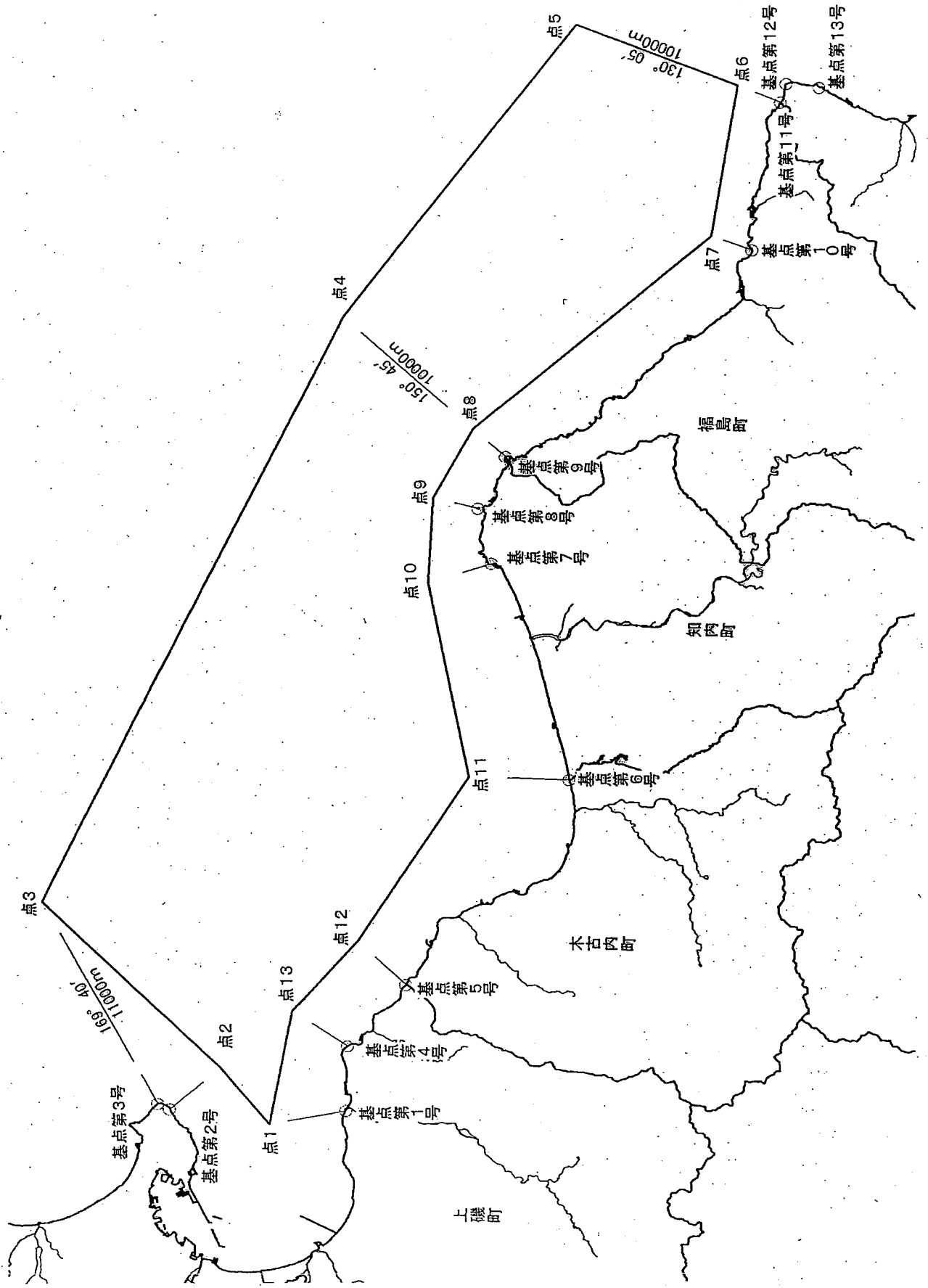
- 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水D5～)
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第4号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第6号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第7号 知内町字涌元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第8号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9
(北海道水産林務部三角点 水D21～)
- 基点第9号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第10号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第11号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～)
- 基点第13号 北海道水産林務部三角点 水D12
- 基点第14号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D14～)
- 基点第16号 松前灯台中心点 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒)

- 基点第17号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と字館浜の境界)
- 基点第18号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中岱～)
- 基点第19号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～)
- 基点第20号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界)
- 基点第21号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界)
- 基点第22号 北海道水産林務部三角点 水D21
- 基点第23号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～)
- 基点第24号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～)

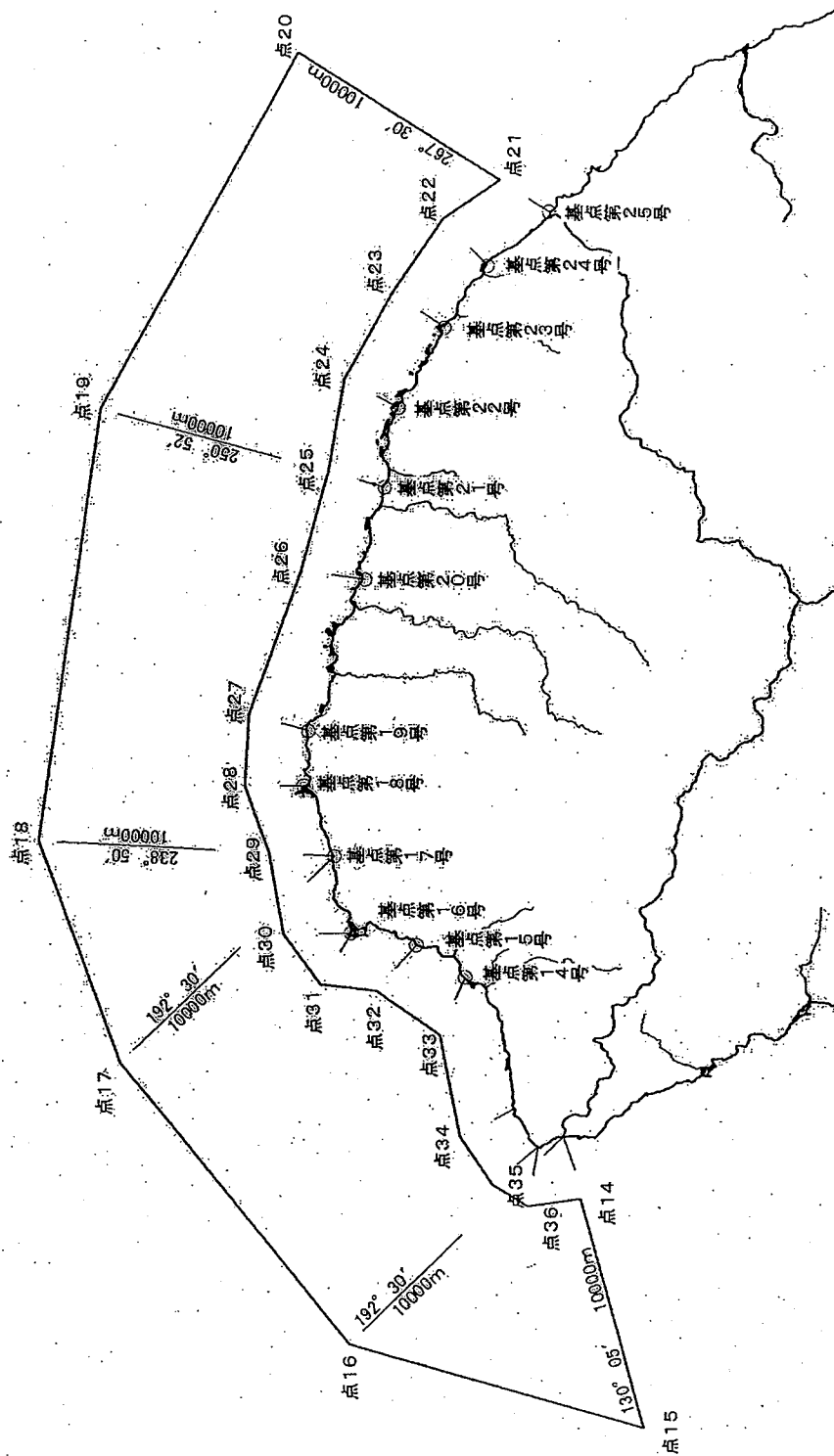
基点第25号 松前町と上ノ国町の境界地先 立岩の中央

点1	基点第1号から	97度 30分	3,500メートルの点
点2	基点第2号から	247度 30分	3,000メートルの点
点3	基点第3号から	169度 40分	11,000メートルの点
点4	基点第9号から	150度 45分	10,000メートルの点
点5	基点第11号から	130度 05分	10,000メートルの点
点6	基点第11号から	130度 05分	2,150メートルの点
点7	基点第10号から	127度 30分	2,000メートルの点
点8	基点第9号から	150度 45分	2,000メートルの点
点9	基点第8号から	122度 30分	2,100メートルの点
点10	基点第7号から	90度 30分	3,000メートルの点
点11	基点第6号から	110度 00分	4,500メートルの点
点12	基点第5号から	152度 40分	3,000メートルの点
点13	基点第4号から	142度 00分	3,000メートルの点
点14	基点第11号から	130度 05分	2,150メートルの点
点15	基点第11号から	130度 05分	10,000メートルの点
点16	基点第11号から	192度 30分	10,000メートルの点
点17	基点第17号から	192度 30分	10,000メートルの点
点18	基点第17号から	238度 50分	10,000メートルの点
点19	基点第21号から	250度 52分	10,000メートルの点
点20	基点第25号から	267度 30分	10,000メートルの点
点21	基点第25号から	267度 30分	2,000メートルの点
点22	基点第24号から	281度 00分	2,150メートルの点
点23	基点第23号から	269度 00分	2,000メートルの点
点24	基点第22号から	263度 00分	2,100メートルの点
点25	基点第21号から	250度 52分	2,000メートルの点
点26	基点第20号から	242度 49分	2,200メートルの点
点27	基点第19号から	251度 00分	2,100メートルの点
点28	基点第18号から	236度 00分	2,000メートルの点
点29	基点第17号から	238度 50分	2,150メートルの点
点30	基点第16号から	235度 00分	2,300メートルの点
点31	基点第16号から	177度 30分	2,000メートルの点
点32	基点第15号から	188度 00分	2,050メートルの点
点33	基点第14号から	170度 00分	2,100メートルの点
点34	基点第13号から	209度 00分	2,100メートルの点
点35	基点第12号から	197度 30分	2,000メートルの点
点36	基点第12号から	156度 00分	2,000メートルの点

縮尺



縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡海共第67号

漁場の位置

函館市、北斗市、上磯郡木古内町及び知内町並びに松前郡福島町及び松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、並びに点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38及び点14の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から小島の最大高潮時海岸線及び同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域を除いた区域

- 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水D5～)
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.11(北海道水産林務部三角点 水D34～)
- 基点第4号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第6号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第7号 知内町字涌元と字小谷石の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第8号 イカリカイ島に設置の北海道水産林務部図根点 No.9
(北海道水産林務部三角点 水D21～)
- 基点第9号 矢越岬灯台
(北緯41度31分02.3分 東経140度24分28.2秒)
- 基点第10号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第11号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第12号 福島町と松前町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第13号 白神岬灯台
(北緯41度23分53.1秒 東経140度11分50.3秒)
- 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D11～)
- 基点第15号 北海道水産林務部三角点 水D12
- 基点第16号 松前町字上川と字朝日の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産部三角点 水D14～)
- 基点第18号 松前灯台 (北緯 41度25分07.6秒 東経 140度05分19.5秒)
- 基点第19号 北海道水産林務部図根点 渡H5-1(松前町字建石と字館浜の境界)
- 基点第20号 北海道水産林務部図根点 No.8(国土地理院三角点 尽内中岱～)
- 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D18～)
- 基点第22号 北海道水産林務部図根点 渡H5-2(松前町字茂草と字小浜の境界)

基点第23号 清部漁港北防波堤灯台
 (北緯41度31分17.9秒 東経140度00分09.1秒)

基点第24号 北海道水産林務部図根点 渡H5-3(松前町字高野と字大津の境界)

基点第25号 北海道水産林務部三角点 水D21

基点第26号 北海道水産林務部図根点 渡H5-4(国土地理院三角点 水無～)

基点第27号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 原口～)

基点第28号 松前町と上ノ国町の境界地先 立岩の中央

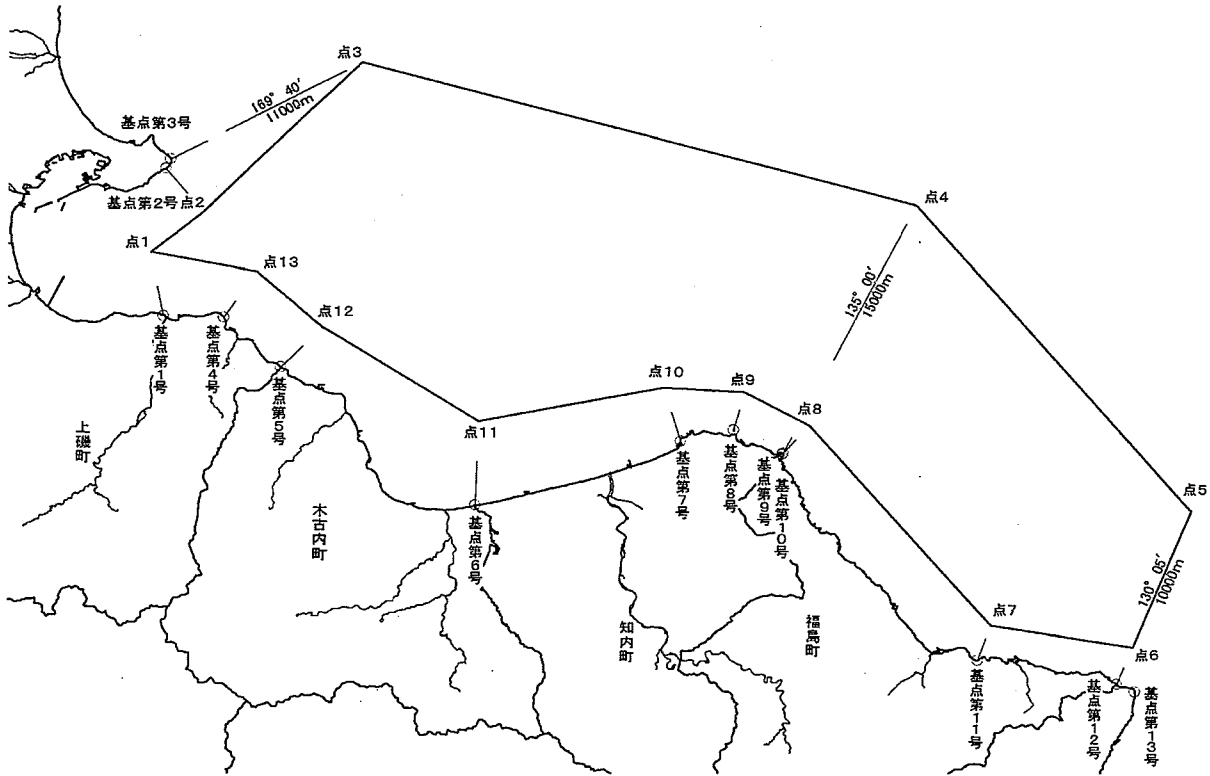
基点第29号 松前小島灯台
 (北緯41度21分48.43秒 東経139度48分53.71秒)

基点第30号 小島北国潤岬突端

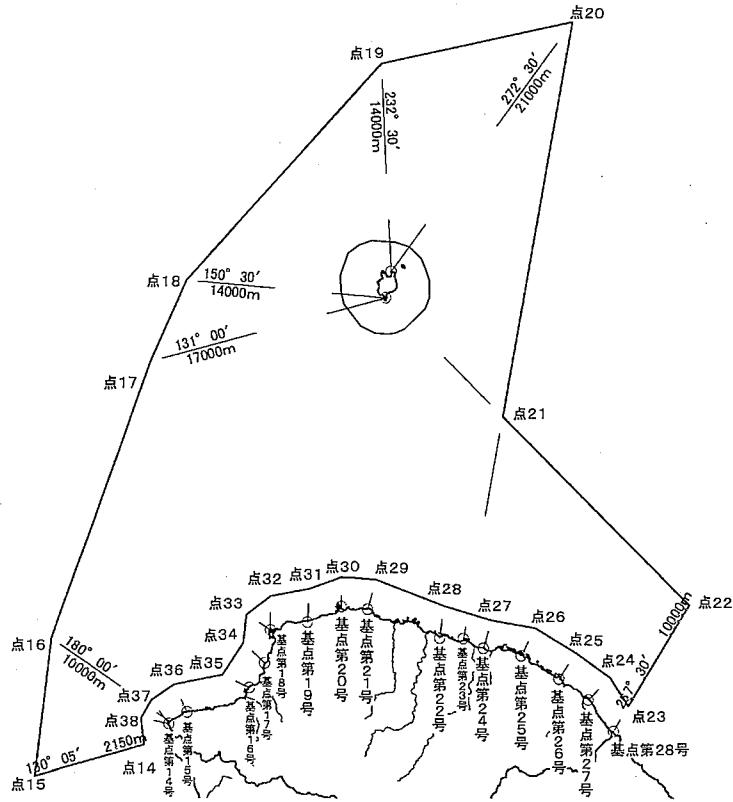
点1	基点第1号から	97度 30分	3,500メートルの点
点2	基点第2号から	247度 30分	3,000メートルの点
点3	基点第3号から	169度 40分	11,000メートルの点
点4	基点第9号から	135度 00分	15,000メートルの点
点5	基点第12号から	130度 05分	10,000メートルの点
点6	基点第12号から	130度 05分	2,150メートルの点
点7	基点第11号から	127度 30分	2,000メートルの点
点8	基点第10号から	150度 45分	2,000メートルの点
点9	基点第8号から	122度 30分	2,100メートルの点
点10	基点第7号から	90度 30分	3,000メートルの点
点11	基点第6号から	110度 00分	4,500メートルの点
点12	基点第5号から	152度 40分	3,000メートルの点
点13	基点第4号から	142度 00分	3,000メートルの点
点14	基点第12号から	130度 05分	2,150メートルの点
点15	基点第12号から	130度 05分	10,000メートルの点
点16	基点第13号から	180度 00分	10,000メートルの点
点17	基点第29号から	131度 00分	17,000メートルの点
点18	基点第29号から	150度 30分	14,000メートルの点
点19	基点第30号から	232度 30分	14,000メートルの点
点20	基点第30号から	272度 30分	21,000メートルの点
点21	基点第23号と点20を結んだ線と基点第29号と点22を結んだ線との交点		
点22	基点第28号から	267度 30分	10,000メートルの点
点23	基点第28号から	267度 30分	2,000メートルの点
点24	基点第27号から	281度 00分	2,150メートルの点
点25	基点第26号から	269度 00分	2,000メートルの点
点26	基点第25号から	263度 00分	2,100メートルの点
点27	基点第24号から	250度 52分	2,000メートルの点
点28	基点第22号から	242度 49分	2,200メートルの点
点29	基点第21号から	251度 00分	2,100メートルの点

点30	基点第20号から	236度 00分	2,000メートルの点
点31	基点第19号から	238度 50分	2,150メートルの点
点32	基点第18号から	235度 00分	2,300メートルの点
点33	基点第18号から	177度 30分	2,000メートルの点
点34	基点第17号から	188度 00分	2,050メートルの点
点35	基点第16号から	170度 00分	2,100メートルの点
点36	基点第15号から	209度 00分	2,100メートルの点
点37	基点第14号から	197度 30分	2,000メートルの点
点38	基点第14号から	156度 00分	2,000メートルの点

縮尺 :



縮尺 :



共同漁業権免許漁場図

渡海共第68号

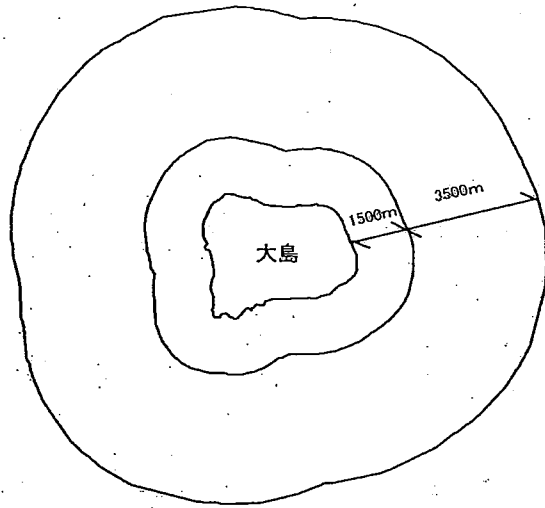
漁場の位置

松前郡松前町地先

漁場の区域

大島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線及び同線から沖合3,500メートルの線とによって囲まれた区域

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡胆海共第1号

漁場の位置

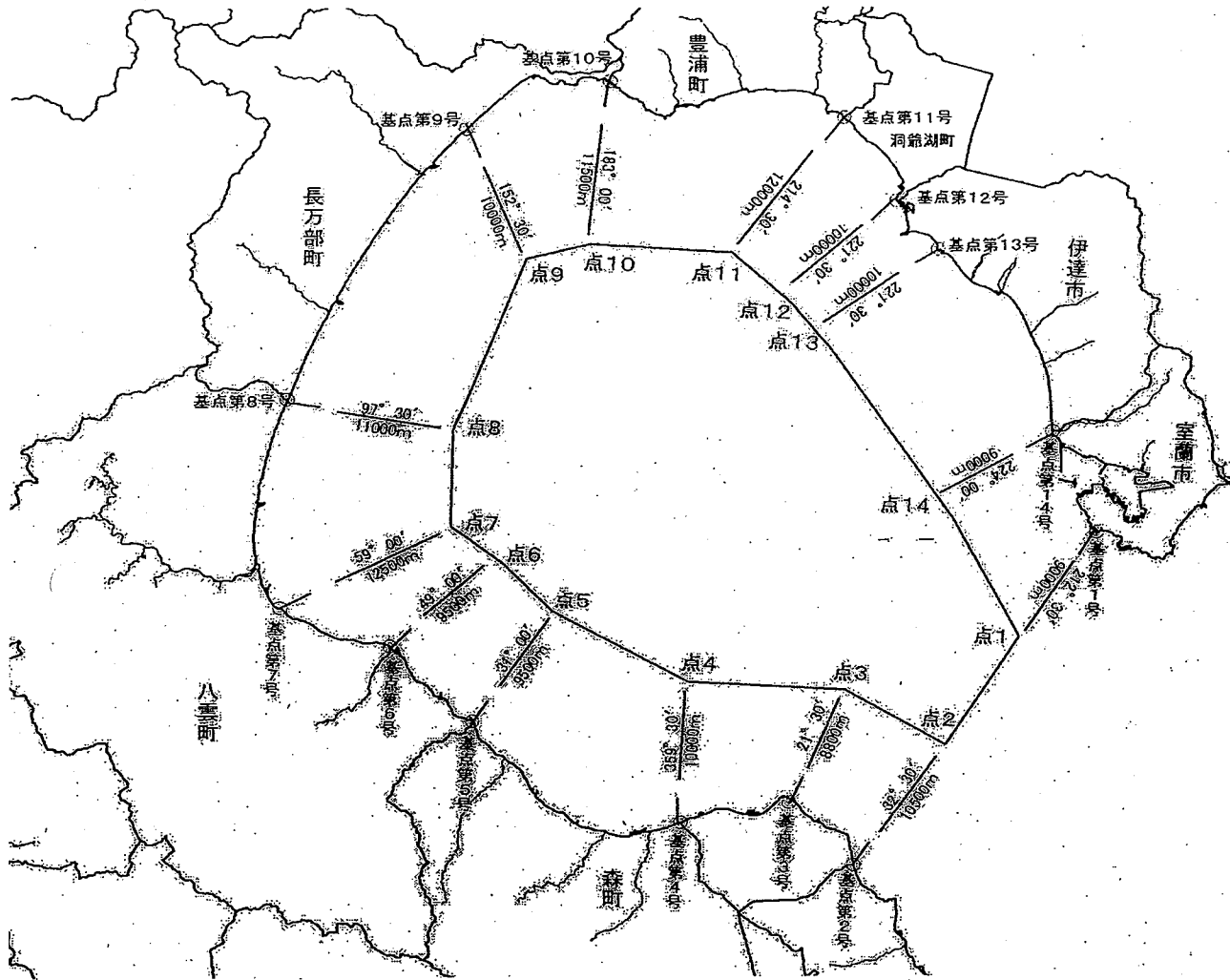
室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	北海道水産林務部三角点 水D6から 190度 230メートルの点
基点第2号	森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第3号	国土地理院三角点 砂崎
基点第4号	森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第5号	八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第6号	八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第7号	八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第8号	長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第9号	長万部町字静狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第10号	豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第11号	洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第12号	伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第13号	国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒 4, 117. 61メートルの点
基点第14号	室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1	基点第1号から 212度 30分 9, 000メートルの点
点2	基点第2号から 32度 30分 10, 500メートルの点
点3	基点第3号から 21度 30分 8, 800メートルの点
点4	基点第4号から 359度 30分 10, 000メートルの点
点5	基点第5号から 31度 00分 9, 500メートルの点
点6	基点第6号から 49度 00分 9, 500メートルの点
点7	基点第7号から 59度 00分 12, 500メートルの点
点8	基点第8号から 97度 30分 11, 000メートルの点
点9	基点第9号から 152度 30分 10, 000メートルの点
点10	基点第10号から 183度 00分 11, 500メートルの点
点11	基点第11号から 214度 30分 12, 000メートルの点
点12	基点第12号から 221度 30分 10, 000メートルの点
点13	基点第13号から 221度 30分 10, 000メートルの点
点14	基点第14号から 224度 00分 9, 000メートルの点

縮尺



共同漁業権免許漁場図

渡胆海共第2号

漁場の位置

室蘭市、伊達市、虻田郡洞爺湖町及び豊浦町、山越郡長万部町、二海郡八雲町並びに茅部郡森町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- | | |
|--------|--|
| 基点第1号 | 北海道水産林務部三角点 水D6から 190度 230メートルの点 |
| 基点第2号 | 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第3号 | 国土地理院三角点 砂崎 |
| 基点第4号 | 森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第5号 | 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第6号 | 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第7号 | 八雲町内浦町第3区と浜松の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第8号 | 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第9号 | 長万部町字静狩と字共立の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第10号 | 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第11号 | 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第12号 | 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点第13号 | 国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒
4, 117. 61メートルの点 |
| 基点第14号 | 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 点1 | 基点第1号から 212度 30分 9, 000メートルの点 |
| 点2 | 基点第2号から 32度 30分 10, 500メートルの点 |
| 点3 | 基点第3号から 21度 30分 8, 800メートルの点 |
| 点4 | 基点第4号から 359度 30分 10, 000メートルの点 |
| 点5 | 基点第5号から 31度 00分 9, 500メートルの点 |
| 点6 | 基点第6号から 49度 00分 9, 500メートルの点 |
| 点7 | 基点第7号から 59度 00分 12, 500メートルの点 |
| 点8 | 基点第8号から 97度 30分 11, 000メートルの点 |
| 点9 | 基点第9号から 152度 30分 10, 000メートルの点 |
| 点10 | 基点第10号から 183度 00分 11, 500メートルの点 |
| 点11 | 基点第11号から 214度 30分 12, 000メートルの点 |
| 点12 | 基点第12号から 221度 30分 10, 000メートルの点 |
| 点13 | 基点第13号から 221度 30分 10, 000メートルの点 |
| 点14 | 基点第14号から 224度 00分 9, 000メートルの点 |

縮尺

